杉 並 $\overline{\mathsf{X}}$ 職 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 の 部 を 改 正 す る 条 例

右 の 議 案 を 提 出 す る

平 成 + 年 月 + 六 日

提 出 者

並

長

田

 \overline{X}

Щ

杉

宏

る 職 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 平 成 四 年 杉 並 X 条 例 第

第 条 第 六 号 中 _ ほ か **_** の 下 に _ 職 員 が _ を 加 え \neg 職 員 以 外 ᆫ を _ 当 該 職 員 以 外

に 改 め る

き

の

下

に

並

び

に

育

児

休

業

法

を

実

施

す

る

た

め

_

を

加

え

る

に

改

正

す

杉

並

X

杉

並

X

職

員

の

育

児

休

業

等

に

関

す

る

条

例

の

部

を

改

正

す

る

条

例

号

 $\overline{}$

の

部

を

次

の

ょ

う

第

条

中

第

五

条

第

項

の

下

に

 \neg

第

+

条

第

項

及

び

第

項

第

+

七

条

を

基

づ

当 第 Ξ 該 育 条 児 第 休 _ 業 号 中 に \neg 又 は 取 出 IJ 産 消 L さ た れ た を を 若 U 当 < 該 は 育 出 児 産 休 U 業 た の 承 に 認 が 取 1) 当 消 該 さ 育 れ 児 た _ 休 業 に 改 を め

す 同 条 る た 中 め 第 の 四 号 計 画 を 第 に 五 つ 号 しし لح て 書 L 面 に 同 ょ 条 第 IJ 任 \equiv 命 号 権 中 者 に の 請 申 L 求 出 の た 際 職 両 親 員 が が 当 育 該 児 請 休 求 業 に 等 に 係 ょ る 育 1) 子 児 休 を 業 養 を 育

L L١ て 既 当 に 該 L 育 児 た 休 も 業 の を 除 を **<** $\overline{}$ こ の 号 に の 規 \neg 当 定 に 該 職 該 員 当 L た を こ 当 لح に 該 育 ょ 児 IJ 当 休 業 該 を 育 児 L た 休 業 職 員 に 係 る に 子 に 常 つ

限 11 認 態 際 る 両 て を لح 親 既 得 L て に が に て 当 改 育 規 該 児 則 を め 方 休 で 法 業 定 同 育 묵 を 児 に め を ょ し る 休 同 1) た 方 業 当 こ 条 法 そ لح 第 該 に の 四 子 が ょ 他 号 を あ 1) の ᆫ 特 ح 養 る 場 し 育 に 別 す 合 \overline{X} る を _ 人 同 こ 条 た 除 事 第 め < **ത** 委 _ 号 員 の 号 計 会 を の 規 の 画 \neg $\overline{}$ 次 に 当 定 以 に つ 該 に 下 次 L١ 職 該 当 て の 員 人 任 が L 事 号 命 た 委 当 こ を 員 権 لح 会 加 者 該 _ え に 育 に る 申 児 ょ ح し 休 IJ 61 出 業 当 う た 該 の 場 請 子 求 に 合 の に ഗ つ 承

 \equiv 当 す に る 該 ょ 育 こ 子 1) 児 当 を لح 休 養 が 業 該 育 見 育 を す 込 児 L る ま 休 て こ れ 業 L١ لح る る に が こ 係 職 で ۲ る 員 き に 子 が 当 る ょ を 状 1) 養 該 態 当 育 職 に 該 す 員 回 育 る の 児 こ 復 負 لح 傷 L 休 業 が た こ で の 疾 لح 承 ㅎ 病 認 な 又 が L١ は 取 状 身 1) 態 体 消 が 上 若 さ 相 当 れ L < た 期 間 は 後 精 に 当 神 わ た 上 該 職 1) の 継 員 障 が 続 害

員 第 五 を 条 当 第 該 _ 職 号 員 中 \neg に 育 改 児 休 め 業 る に 係 る ᆫ を _ 職 員 が 育 児 休 業 に ょ IJ 養 育 L て L١ る ᆫ に

職

を 第 + 人 事 条 委 中 員 \neg 会 の 施 に 行 _ 改 め を 同 に 条 定 を め 第 る + も の 八 条 の لح ほ す か る 育 児 休 業 等 に 特 別 \overline{X} 人 事 委 員 会

第 九 条 中 \neg 第 五 条 ᆫ を \neg 第 + 条 に 改 め 同 条 を 第 + 七 条 لح す る

第

八

条

を

第

+

六

条

لح

す

る

並 五 が \overline{X} 条 杉 第 条 第 七 並 条 例 \overline{X} 第 項 職 中 + 員 \neg 号 杉 **ഗ** 並 勤 第 X 務 日 +学 時 を 八 校 間 通 条 教 じ て 第 休 育 = 職 日 頂 員 畤 又 の 休 間 勤 睱 は 杉 務 等 部 並 舑 に 分 \overline{X} 間 関 休 幼 す 業 稚 休 に る 袁 日 条 ょ 教 例 1) 育 休 養 $\overline{}$ 睱 平 職 育 員 等 成 し に + ょ の 勤 関 年 う 務 す 杉 لح す 時 る 並 間 条 る X 例 条 子 休 例 に 日 平 第 つ 成 \equiv L١ 休 + 号 て 睱 九 年 等 第 職 に 杉 + 員

の 認 関 託 さ す 児 れ る 条 て の 態 11 例 樣 る $\overline{}$ لح 平 き 成 通 + 勤 は _ の _ 年 状 杉 況 時 等 間 並 か か X 条 5 5 当 必 例 要 該 第 لح + 育 児 さ 七 号 れ 時 る 間 $\overline{}$ 第 時 を 間 + 減 七 に じ つ た 条 しし 時 第 て 間 ᆫ 項 を を の 削 超 規 え 定 IJ な に ょ 同 l J 条 範 る に 井 育 次 内 児 で 時 の 間 項 職 を を 員 承

加

え

同

条

を

第

十

五

条

لح

す

る

え

な

11

範

井

内

で

行

う

も

の

لح

す

る

2 す 教 る 育 勤 部 職 務 分 員 時 間 休 勤 業 務 条 の 時 例 間 第 承 + 認 条 に 例 五 条 つ 第 第 L١ + て 七 は 条 項 第 学 校 頂 日 に の 教 つ 規 育 き 定 職 に 員 時 ょ 勤 間 1) 務 か 育 時 児 5 間 当 条 時 該 間 例 育 を 第 児 + 承 時 認 八 間 さ 条 第 を れ 減 て じ しし 頂 た 又 る 時 職 は 間 員 幼 稚 を に 超 対 袁

改 لح L 部 め 第 第 六 五 分 条 条 休 同 育 同 条 の 児 条 業 第 を 短 中 \equiv に 第 第 の 時 ょ 号 六 見 間 1) 中 条 出 号 _ 勤 \neg لح U 務 を を 部 し 中 又 第 削 分 _ は \equiv IJ 休 業 号 同 任 育 児 条 期 لح \neg を 休 L L の 付 職 業 ょ 次 採 員 う に 用 法 第 以 _ 第 外 次 職 + 号 **_** の 員 を 七 の 七 の を \neg 条 _ 条 次 職 \neg 当 に 員 を を の 規 次 が 加 _ 該 え 育 定 の 職 部 児 _ 分 る に 員 ょ 休 号 以 休 業 業 る を 外 **_** に 短 加 に 伴 時 え に ょ う 間 改 1) 任 勤 同 め 養 期 条 務 育 付 を を 同 し 採 し 第 号 ょ う て 用 + を に L١ 兀 同 係 る 条 条 に る لح 第 改 職 員 す 四 め に る 묵

育 児 短 時 間 勤 務 を す る こ لح が で き な L١ 職 員

第 七 条 育 児 休 業 法 第 + 条 第 項 の 条 例 で 定 め る 職 員 は 次 に 掲 げ る 職 員 لح す る

一非常勤職員

二 臨時的に任用される職員

Ξ 育 児 休 業 法 第 六 条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 任 期 を 定 め て 採 用 さ れ た 職 員

四 杉 並 \overline{X} 職 員 の 定 年 等 に 関 す る 条 例 第 兀 条 第 項 又 は 第 項 の 規 定 に ょ 1) 引 ㅎ 続

L١

て

勤務している職員

五 を 替 ょ 公 律 え 営 し 1) 育 て 養 て 企 昭 児 業 和 11 育 適 短 る 用 法 舑 し 職 ょ す + 間 $\overline{}$ う 七 員 る 昭 勤 لح 場 年 和 務 す 合 法 $\overline{}$ る + 律 育 を 子 七 児 含 第 に む 年 =休 つ 法 業 百 \smile 11 律 八 法 第 + て **ഗ** 第 育 九 十 児 百 号 条 配 偶 第 短 九 者 畤 + 附 が 間 則 項 号 育 勤 第 $\overline{}$ 児 $\overline{}$ 五 地 務 休 を 第 方 頂 業 Ξ L١ に 公 営 法 う + お そ 九 L١ 企 の 以 条 て 業 他 下 第 読 等 \equiv の 同 み の 法 じ 頂 労 替 律 の え 働 \smile に 規 て 関 ょ を 定 準 係 す に に 1) 用 ょ す 関 育 る 児 こ す 1) る ح 読 る 休 地 業 に 方 法 み

六 外 る 時 の 前 当 間 号 該 に に 子 お 掲 の 11 げ 親 て る が 職 養 育 員 児 育 の す 短 I る 時 か こ 間 لح 勤 職 が 務 員 で が を ㅎ す 育 る る 児 場 こ 短 لح 合 時 に 間 に お ょ 勤 け 1) 務 る 養 を 当 す 育 る 該 L 職 ょ こ う لح 員 لح に す ょ る 1) 子 養 を 育 当 L ょ 該 う 職 لح 員 以 す

第 を 八 す 条 る こ 育 لح 児 が 休 で 業 き 法 る 第 特 + 別 条 の 第 事 情 項 た だ し 書 の 条 例 で 定 め る 特 別 の 事 情 は 次 に 掲 げ る 事 情

 $\overline{}$

育

児

短

時

間

勤

務

ത

終

了

の

日

の

翌

日

か

5

起

算

L

て

年

を

経

過

L

な

61

場

合

に

育

児

短

時

間

勤

務

ح

す

る

当 出 た こ 産 該 育 に لح 育 児 児 短 係 に 時 る ょ 短 子 1) 時 間 若 当 間 勤 該 し 勤 務 < 育 務 を 児 は **ത** し 短 て 同 承 号 時 認 L١ 間 に が る 規 勤 効 職 定 務 力 員 す が **ത** を 失 る 承 産 承 認 L١ 前 認 が **ത** に 取 又 休 係 1) 業 は 消 る 第 を 子 さ + 始 が れ _ め た 死 条 亡 後 第 若 L L 当 号 < 又 に 該 は は 産 掲 出 養 前 げ 産 子 **ത** る し 縁 休 事 た 組 業 由 こ 若 等 لح に に に L 該 ょ < 当 ょ は 1) U 1)

職 員 لح 別 居 す る こ لح لح な つ た こ ح

Ξ 児 に れ の た わ 障 短 育 育 後 た 害 児 時 児 1) 間 に 短 短 当 継 ょ 時 勤 時 該 続 1) 間 務 間 す 当 職 勤 ഗ 勤 る 該 務 務 員 承 こ が 育 を 認 を 当 لح 児 が し し て 該 が 短 効 て 子 見 時 L١ 力 L١ を 込 間 る る 養 ま 職 失 職 勤 つ れ 務 員 員 が に が た る こ 当 係 後 休 職 لح る 該 لح に 子 職 当 又 が ょ 該 は を 員 で 1) 養 の 休 停 ㅎ 当 職 育 負 職 る す 又 該 傷 の る 状 育 は 処 態 児 こ 疾 停 分 لح 職 を に 短 病 回 時 が 又 の 受 復 間 で は 期 け ㅎ 勤 身 間 た こ た 務 な 体 が 終 لح 11 上 の ے 承 状 若 了 に 認 態 し し ょ が < た IJ が は こ 取 相 当 精 当 1) ح 消 期 神 該 間 さ 上 育

四 消 さ 育 れ 児 た 短 こ 時 لح 間 勤 務 の 承 認 が 第 + 条 第 Ξ 号 に 掲 げ る 事 由 に 該 当 し た こ لح に ょ 1)

を

育

す

る

こ

し

こ

取

1)

五 求 に を 0 に の 得 つ 届 育 際 て 限 出 61 児 規 両 る を て 短 親 則 し 既 時 が で な に 間 当 定 が 勤 61 L 該 \equiv め が た 務 方 る 月 事 も こ 法 方 以 実 の に 法 ⊢ 上 を の ょ に の 婚 除 号 < 1) ょ 期 姻 の 当 1) 間 関 規 $\overline{}$ 該 養 に 係 定 子 لح 育 に わ の を L た 終 該 同 当 養 た 1) 樣 了 こ 当 育 **ത** 後 L لح す 該 事 た る 子 当 こ $\overline{}$ 情 当 た を لح に 該 め 該 育 に あ 育 児 児 の 職 る ょ IJ 計 員 休 者 短 当 が 業 を 時 画 に そ 含 間 該 当 つ の み 勤 育 児 11 該 他 務 当 て 育 0 を 短 任 児 人 該 L 時 命 短 事 子 た 間 権 時 委 の 職 勤 者 間 員 親 員 務 会 で に 勤 の に 申 務 0 あ 配 係 の 承 る 偶 る し 者 子 出 請 認 も

六 時 時 間 間 配 勤 勤 偶 務 務 者 に の が 係 終 負 る 了 傷 子 時 又 に に は 予 つ 疾 L١ 測 病 て す に 育 る ょ 児 こ 1) 短 لح λ 畤 が 院 間 で L 勤 き た 務 な こ ۲ を か L つ な た 配 け 事 偶 実 れ 者 ば が لح そ 生 別 の じ 居 養 た し こ た 育 لح こ に لح 著 に L ょ そ L١ 1) の 支 当 他 障 該 の が 育 育 生 児 児 じ 短 短

た

場

合

に

限

る

る こ لح لح な つ た こ لح

第 九 育 条 児 休 育 業 児 法 休 第 業 + 法 条 第 第 + 条 項 第 第 五 項 号 第 の 条 五 号 例 の で 条 定 例 め で る 定 勤 め 務 る の 形 勤 態 務 の 形 態 は 杉 並 X 職 員 ഗ 勤 務

لح 時 間 L١ う 休 日 第 Ξ 休 条 睱 第 等 に 関 頂 若 す し る < 条 は 例 第 $\overline{}$ 平 四 条 成 第 + 年 頂 杉 並 杉 X 並 条 \overline{X} 例 学 第 \equiv 校 号 教 育 職 以 員 下 の \neg 勤 勤 務 務 時 時 間 間 条 休 例 日

休 睱 等 に 関 す る 条 例 平 成 + 九 年 杉 並 \overline{X} 条 例 第 + 号 以 下 ¬ 学 校 教 育 職 員 勤 務 時 間 条

例 11 第 兀 条 項 若 は 第 五 条 第 項 又 は 杉 亚 X 幼 稚 袁 教 職 員 勤 務

間 休 日 休 暇 等 に 関 す る 条 例 $\overline{}$ 平 成 + 年 杉 並 X 条 例 第 + 七 号 以 下 \neg 幼 稚 袁 教 育 職

員 勤 務 時 間 条 例 لح 11 う。 $\overline{}$ 第 四 条 第 項 若 し < は 第 五 条 第 項 ഗ 規 定 の 適 用 を 受 け る

に 掲 げ る 勤 務 の 形 態 を 除 < $\overline{}$ ح す る

職

員

に

つ

11

て

の

次

に

掲

げ

る

勤

務

の

形

態

 $\overline{}$

育

児

休

業

法

第

+

条

第

項

第

号

か

5

第

兀

号

ま

で

<u>_</u>

لح

う

第

_

し

<

_

育

の

時

兀 週 間 ご لح **ത** 期 間 に つ き 八 日 以 上 を 週 休 日 $\overline{}$ 勤 務 時 間 条 例 第 四 条 第 項 学 校 教 育

職 員 勤 務 時 間 条 例 第 五 条 第 項 又 は 幼 稚 袁 教 育 職 員 勤 務 時 間 条 例 第 五 条 第 項 に 規 定

す る 週 休 日 を 61 う 以 下 同 じ $\overline{}$ لح L 当 該 期 間 に つ き _ 週 間 当 た 1) の 勤 務 時 間 が

+ 時 間 + 兀 時 間 又 は = + 五 時 間 لح な る ょ う に 勤 務 す る こ لح

兀 週 間 を 超 え な L١ 期 間 に つ き _ 週 間 当 た 1) 日 以 上 の 割 合 の 日 を 週 休 日 لح L 当 該

期 間 に つ き 週 間 当 た 1) の 勤 務 時 間 が + 畤 間 +兀 畤 間 又 は + 五 時 間 لح な る ょ

う に 勤 務 す る こ لح

育 児 短 時 間 勤 務 の 承 認 又 は 期 間 の 延 長 の 請 求 手 続

第 + 条 育 児 短 時 間 勤 務 の 承 認 又 は 期 間 の 延 長 の 請 求 は 育 児 短 時 間 勤 務 を 始 め ょ う ح す

る 日 又 は そ の 期 間 の 末 日 の 翌 日 の 月 前 ま で に 行 う も の لح す る

 $\overline{}$ 育 児 短 時 間 勤 務 ഗ 承 認 の 取 消 事 由 \bigcup

第 +事 由 条 は 次 育 児 に 掲 休 げ 業 法 る 事 第 + 由 لح す 条 る に お L١ て 準 用 す る 育 児 休 業 法 第 五 条 第 項 の 条 例 で 定 め

職 員 が 育 児 短 時 間 勤 務 に ょ IJ 養 育 L て 11 る 子 を 当 該 育 児 短 時 間 勤 務 を す る こ

ح

に

る

ょ 1) 養 育 L て L١ る 時 間 に 当 該 職 員 以 外 **ഗ** 当 該 子 の 親 が 養 育 す る こ ح が で き る こ ح

なったとき。

育 児 短 時 間 勤 務 を し て 11 る 職 員 に つ 11 て 当 該 育 児 短 時 間 勤 務 に 係 る 子 以 外 の 子 に

育 児 短 時 間 勤 務 を 承 認 し ょ う لح す る لح き

る

Ξ 育 児 短 時 間 勤 務 を し て 11 る 職 員 に つ L١ て 当 該 育 児 短 時 間 勤 務

の

内

容

لح

異

な

る

内

容

ഗ

係

育 児 短 時 間 勤 務 を 承 認 L ょ う ۲ す る لح き

育 児 休 業 法 第 + 七 条 の 条 例 で 定 め る き む を 得 な しし 事 情

第 + = 条 育 児 休 業 法 第 + 七 条 の 条 例 で 定 め る ゃ む を 得 な ١J 事 情 は 過 員 を 生 ず る こ ح

する。

 $\overline{}$ 育 児 短 時 間 勤 務 の 例 に ょ る 短 時 間 勤 務 に 係 る 職 員 ^ の 通 知

第 + Ξ 条 任 命 権 者 は 育 児 休 業 法 第 + 七 条 ഗ 規 定 に ょ る 短 時 間 勤 務 を さ せ る 場 合 又 は 当

該 短 時 間 勤 務 が 終 了 L た 場 合 に は 職 員 に 対 し 書 面 に ょ IJ そ の 旨 を 通 知 L な け れ ば な

らない。

こ の 附 条 例 則

1 給 並 条 与 の 部 第 X 与 第 に 改 分 に 条 関 に 条 正 関 例 頂 す 規 限 の す 第 る 改 例 の る 定 条 る + 改 並 正 は $\overline{}$ 条 _ 正 例 び 規 規 に 定 平 例 号 $\overline{}$ 昭 定 附 第 $\overline{}$ 成 $\overline{}$ 平 附 和 則 + 成 条 基 則 附 五 第 + + \equiv 第 づ 第 則 年 七 第 年 頂 六 き 兀 _ 項 号 月 年 六 杉 **ത** 杉 の 項 並 規 の の — 中 並 改 \overline{X} 定 改 下 日 条 \overline{X} 正 杉 正 に $\overline{}$ 以 条 規 並 例 附 規 \neg 下 例 定 X 第 則 定 職 第 並 九 第 並 _ 第 + び 号 兀 び 員 施 $\overline{}$ \equiv 八 に の 項 に 行 号 附 第 退 の 条 育 日 ᆫ \smile 則 職 九 規 第 児 手 条 第 第 定 休 لح + 当 第 業 号 61 + 頂 に _ 附 法 う の 兀 中 関 項 則 改 を 条 杉 す の 第 正 実 改 五 規 施 か 第 並 る X 条 正 頂 定 す 5 項 幼 例 規 中 及 る 施 の 稚 定 杉 び た $\overline{}$ 行 改 袁 昭 及 並 第 め す 正 和 び X 五 る 教 規 五 第 職 条 を 育 + 第 定 職 員 加 た だ は 年 + の え 員 る ഗ 杉 六 給 号 し

3 2 平 \exists 例 員 こ 成 改 以 لح 正 休 の + 後 下 暇 61 条 う 年 の \neg 等 例 七 条 学 に に 月 例 校 関 ょ 第 す 教 第 る 日 + る 育 七 改 $\overline{}$ 条 職 条 条 正 員 前 の 例 か 後 に 規 5 の 平 第 お 定 ۲ 杉 成 + L١ に 11 並 Ξ て ょ う 十 \overline{X} 九 条 も る 職 $\overline{}$ 年 ま 行 承 員 う で 認 に 杉 の こ の つ 並 の 育 لح 規 請 L١ X 児 が 条 求 て 定 休 で は は 例 は 業 き 第 等 る 施 平 + 杉 に 成 号 行 並 関 X 日 す 第 学 + $\overline{}$ る _ 学 年 校 条 校 七 条 教 例 教 月 に 育 規 育 職 以 職 日 定 員 下 員 か す の \neg に 5 る 勤 適 学 務 改 あ つ 用 校 時 正 て す 教 後 間 は る 育 の

職

休

条

公

布

の

日

か

5

施

行

す

る

4 す る 平 場 成 合 に + お 年 け 兀 月 る 改 に 正 改 後 正 **ത** 後 条 の 条 例 第 例 + 第 条 七 条 の 規 第 定 五 号 の 適 に 規 用 定 に つ す 61 る て 育 は 児 短 同 時 条 間 中 勤 務 を 始 月 前 め ょ う ح ع あ

る

ഗ

は

週

間

前

لح

す

る

第

六

条

の

中

 \neg

前

条

第

七

項

_

を

 \neg

第

六

条

第

七

項

に

 \neg

第

条

第

項

を

第

条

第

杉 並 \overline{X} 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 ഗ 部 を 次 の ょ う に 改 正 す る

Ξ 項 _ に 改 め 同 条 を 第 六 条 の \equiv لح し ` 第 六 条 の 次 に 次 の _ 条 を 加 え る

 $\overline{}$ 育 児 短 時 間 勤 務 職 員 等 の 給 料 月 額

第 六 条 の 地 方 公 務 員 ഗ 育 児 休 業 等 に 関 す る 法 律 平 成 \equiv 年 法 律 第 百 + 号 以 下 育

児 休 業 法 لح 11 う \cup 第 + 条 第 = 項 の 規 定 に ょ 1) 同 条 第 項 に 規 定 す る 育 児 短 時 間 勤

務 の 承 認 を 受 け た 職 員 育 児 休 業 法 第 + 七 条 の 規 定 に ょ る 短 時 間 勤 務 を す る こ لح ح

 \neg

間 つ つ 条 き た 例 定 職 第 め 員 5 を 条 れ 含 第 て む L١ 項 る 以 給 下 の 規 料 定 月 育 児 に 額 ょ 短 に 1) か 時 間 定 か め 勤 わ 5 5 務 ず れ 職 た 員 そ 当 等 _ 該 の 者 定 لح の め 11 勤 5 う 務 れ 時 て 間 11 の る 給 を 同 給 料 条 料 月 第 月 額 額 は 項 に に そ 規 勤 **ത** 定 務 者

る 勤 務 時 間 で 除 し て 得 た 数 を 乗 じ て 得 た 額 لح す る

を 削 る

第

九

条

第

頂

中

 \neg

 $\overline{}$

再

任

用

短

時

間

勤

務

職

員

に

あ

つ

て

は

第

六

条

の

に

規

定

す

る

額

す

に

な

畤

第 + 九 条 第 兀 項 中 7 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 を _ 育 児 短 時 間 勤 務 職 員 等 及 び 再 任 用 短

時 間 勤 務 職 員 _ に 改 め る

を 同 第 条 _ + 第 \equiv 条 項 ഗ 中 規 \neg 定 再 に 任 ょ 用 短 1) 定 時 間 め 5 勤 れ 務 職 た そ 員 の に 者 あ つ の 勤 て 務 は 時 間 そ で の 除 額 U に て 同 得 項 に た **_** 規 定 を す \neg る 次 の 勤 各 務 号 時 に 間

掲 げ る 育 者 児 に 短 あ つ 畤 間 て 勤 は 務 職 そ 昌 **ത** 等 額 に 当 勤 務 該 時 各 間 号 条 に 例 定 第 め る 条 第 に 改 項 め に 規 同 定 条 す に る 次 勤 の 務 各 時 묵 間 を を 加 同 え 条 る 第

項 の 規 定 に ょ 1) 定 め 5 れ た そ の 者 の 勤 務 時 間 で 除 U て 得 た 数

Ξ 頂 再 任 の 規 用 定 短 に 畤 ょ 間 1) 勤 定 務 職 め 5 員 れ た 勤 そ 務 ഗ 時 者 間 の 条 勤 例 第 務 時 間 条 で 第 除 し 項 て に 得 規 た 定 す 数 る 勤 務 時 間 を 同

条

第

法 関 さ \neg す 休 れ 第 に 職 た る + 改 さ 法 を 六 め れ 律 条 る た _ 休 第 平 職 を 成 \neg に 項 Ξ 休 さ 中 年 職 れ \neg 法 に た 休 律 さ 職 第 れ に 者 百 た + _ を 号。 に 休 \neg 改 職 休 以 め 期 職 下 間 等 ᆫ 同 育 条 を に 児 第 改 休 休 め 業 項 職 法 中 の 同 \neg 期 項 ح 地 間 第 しし _ 方 う 号 公 に 務 改 及 員 め び の 第 を 育 同 _ 児 頂 号 育 休 第 中 児 業 休 等 号 休 業 に 中 職

6 第 杉 + 並 _ \overline{X} 条 職 員 の Ξ の 退 第 職 項 手 中 当 に \neg 第 関 す 五 項 る _ 条 例 を _ の 第 部 六 項 を 次 の に 改 ょ う め に 改 同 条 正 す 第 る

頂

後

段

を

次

の

ょ

う

に

改

め

る

場 合 こ は の 場 当 合 該 に ポ お L١ 1 ン て 1 当 に つ 該 L١ 職 て 員 に 規 則 休 で 職 定 月 め 等 が る لح あ こ る 3 場 合 に ょ 及 1) び 必 規 則 要 で な 調 定 整 め を る 行 事 う。 由 が あ る

第 + _ 条 の \equiv 中 第 六 項 を 第 七 項 ع し 第 五 項 を 第 六 項 لح し 第 兀 項 を 第 五 項 لح し 第

Ξ

項

の

次

に

次

の

項

を

加

え

る

4 関 期 七 す 号 間 第 る に の 法 掲 項 あ 律 げ る の る 月 休 平 期 職 に 間 成 あ 月 の つ 等 年 あ لح て 法 は は る 律 月 現 第 次 に 実 百 あ に に + つ 職 掲 号 て げ 務 は に る そ 育 従 期 ഗ 児 事 間 短 他 す の 時 の る あ 法 間 こ る 律 勤 لح 月 **ഗ** 務 を 規 等 要 第 す 定 $\overline{}$ に 地 る 号 ょ 方 日 か る 公 の 5 育 務 あ 第 児 員 つ 六 短 号 の た 時 育 月 ま 間 児 を で 勤 休 除 に 務 業 掲 ㅎ 等 及 げ び に 第 る

育 児 短 時 間 勤 務 の 例 に ょ る 短 時 間 勤 務 を 61 う。 以 下 同 じ の 期 間 以 外 の 期 間 に お け

る 現 実 に 職 務 に 従 事 す る こ لح を 要 す る 日 の あ つ た 月 を 除 < を L١ う

病 気 休 職 **ത** 期 間 $\overline{}$ 地 方 公 務 員 法 第 + 八 条 第 項 第 _ 号 に 掲 げ る 事 由 に 該 当 し て

休 務 に 職 従 に さ 事 す れ る た こ 場 لح 合 に を 要 お し け な る 当 11 期 該 間 休 職 教 の 育 期 公 間 務 そ 員 の 特 他 こ 例 法 れ に $\overline{}$ 昭 準 ず 和 る + 事 四 由 年 に 法 ょ 律 1) 第 現 実 号 に 職

第 + 兀 条 の 規 定 に ょ る 休 職 の 期 間 を 除 < $\overline{}$ を 11 う

休 職 刑 事 に さ 休 れ 職 た **ത** 場 期 合 間 に $\overline{}$ お 地 け 方 る 公 当 務 該 員 法 休 職 第 の + 期 間 八 そ 条 第 の 他 こ 頂 第 れ に 準 号 ず に 掲 る 事 げ 由 る 事 に ょ 由 に 1) 現 該 当 実 し に

務 に 従 事 す る こ لح を 要 し な 11 期 間 を L١ う 以 下 同 じ

Ξ 停 職 の 期 間 $\overline{}$ 地 方 公 務 員 法 第 + 九 条 の 規 定 に ょ る 停 職 そ の 他 こ れ に 準 ず る

に ょ IJ 現 実 に 職 務 に 従 事 す る こ لح を 要 L な L١ 期 間 を 11 う

兀 地 方 公 務 員 法 第 五 + 五 条 の 第 項 た だ 書 に 規 定 す 事 由 そ の 他

L

る

こ

れ

に

準

ず

る

事

由

職

て

事 由 に ょ 1) 現 実 に 職 務 に 従 事 す る こ لح を 要 L な 61 期 間

五 教 育 公 務 員 特 例 法 第 = + 六 条 第 項 の 規 定 に ょ る 大 学 院 修 学 休 業 の 期 間

六 育 児 休 業 地 方 公 務 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 法 律 そ の 他 の 法 律 の 規 定 に ょ る 育 児

休 業 を L١ う 以 下 同 じ $\overline{}$ の 期 間

七 育 児 短 時 間 勤 務 等 の 期 間

第 + =条 第 兀 項 中 休 職 月 等 を 前 条 第 兀 項 に 規 定 す る 休 職 月 等 に 育 児 休

業 に 係 る 子 が 歳 に 達 L た 日 の 属 す る 月 ま で の 期 間 に 限 IJ \equiv 分 の に 相 当 す る 月 数

る ょ る て ょ 規 歳 地 定 休 1) 事 は に 1) _ 方 に 職 達 由 ょ に 又 \equiv L 現 公 に 改 は た る お 分 実 務 こ 休 L١ め の 日 に 員 _ 職 7 れ ഗ 法 期 無 に に 属 を 第 同 間 罪 項 準 相 す \neg 五 の た ず 当 る に + 判 だ る す 月 相 五 を 当 条 決 事 ま b る 無 が 書 月 で す の 由 罪 確 中 に 数 ഗ る 定 ょ 期 月 第 の 判 L 同 1) 地 間 数 法 現 項 決 た 方 に $\overline{}$ が 場 第 公 限 た 実 育 確 合 に 務 る 児 だ + _ 員 定 **ത** 休 L に $\overline{}$ 業 書 L 休 八 法 た 条 職 第 及 を に 第 五 規 場 期 \neg び し 合 間 + 育 た 定 前 児 す に 及 項 \equiv 五 期 条 お び 第 頂 短 間 る け に 時 理 教 の $\overline{}$ る 育 号 ょ 間 当 由 又 刑 公 の 1) 第 勤 該 _ 規 務 は 事 務 育 児 こ 休 員 定 を 頂 等 職 特 に \neg た を 休 れ 例 該 だ 業 の 前 し に 当 期 法 \equiv し た に 準 間 第 書 期 係 ず b 頂 + た 間 る る の に 者 規 子 理 に 兀 規 に 改 条 定 つ が に 定 由 に め ഗ 係 に す L١

部 附 杉 を 並 則 次 \overline{X} 第 の 職 七 ょ 員 頂 う 中 の に 勤 \neg 改 務 同 正 時 条 す 間 第 兀 る 休 項 日 に 規 休 定 睱 す 等 る に 基 関 礎 す 在 る 職 条 期 例 間 平 を 成 \neg 十 基 年 礎 在 杉 並 職 X 期 条 間 _ 例 第 に Ξ 改 号 め る (ന

7

る

2 項 条 勤 _ 定 第 務 第 に に 兀 職 地 ょ 方 改 頂 員 条 1) 第 公 め لح 等 同 務 に Ξ し 条 あ 頂 員 同 つ 中 第 **ഗ** 頂 同 _ 育 を 条 て \neg 頂 児 同 第 は 前 条 _ 当 に 休 規 業 第 頂 頂 該 _ 定 等 \equiv 中 育 す に 頂 _ 児 を る 関 لح 勤 短 \neg す L 育 務 時 前 児 る 畤 間 Ξ 短 法 間 項 勤 同 _ 条 時 律 務 間 $\overline{}$ 第 を 等 に 平 改 勤 \neg の 務 成 項 正 内 め \equiv 規 の 容 $\overline{}$ 以 年 次 の に \neg 下 従 法 に 勤 兀 + \neg 律 次 務 つ 育 第 の た 時 時 児 百 間 時 間 _ + 短 頂 間 _ 号 に 時 を ᆫ 間 \smile 加 **ഗ** 勤 第 え \neg を 下 務 十 る 加 前 に 条 項 え 7 لح 第 育 Ξ L١ 児 を 同 項 頂 う 短 の 第 を 時 規 同 間

ഗ

承

認

を

受

け

た

職

員

 $\overline{}$

同

法

第

+

七

条

ഗ

規

定

に

ょ

る

短

畤

間

勤

務

を

す

る

こ

لح

لح

な

つ

た

職

員

に 該 内 を 短 容 か 含 時 か む $\overline{}$ 間 わ 同 勤 法 5 以 ず 第 下 務 + **ത** 内 七 休 育 容 条 憩 児 **ത** 時 短 以 規 間 時 下 定 を 間 \neg に 除 勤 育 ょ 務 ㅎ 児 る 職 短 短 員 時 肼 週 等 _ 間 間 間 勤 勤 に لح つ 務 務 61 等 を L١ う す て の る 当 内 こ 容 該 の لح 承 正 لح لح 認 規 11 な を の つ 受 う 勤 け た 務 職 畤 た 員 育 間 に 児 従 に は L١ あ 短 つ 喆 前 間 任 て 項 命 は 勤 の 権 務 規 当 者 定 0

が

定

め

る

定 L١ 以 曜 に 下 範 日 第 \equiv か ょ 井 同 IJ 内 じ 5 条 金 第 定 で $\overline{}$ 曜 め 正 5 規 に 日 項 ま お た れ ഗ で だ た 勤 11 週 務 て の L 休 時 日 書 当 \Box 中 間 を を 該 次 \neg 条 除 割 育 た < 1) 児 第 だ 0 振 短 L $\overline{}$ ᆫ る 畤 頂 _ も 間 た の を の 勤 だ 下 削 لح 務 L に L 等 書 る _ の の を 内 規 育 加 容 定 児 え に に 短 従 ょ 時 _ 11 1) 間 定 勤 日 次 め 務 条 に 職 5 第 つ れ 員 き た 等 項 八 週 に た 時 休 つ だ 間 日 61 を を し て 書 超 除 は え < の な 月 規

兀 短 改 該 第 び 必 ま 畤 土 要 週 め 育 で 第 間 児 間 頂 曜 に 四 0 を 勤 短 中 日 五 応 条 同 超 務 時 日 じ 第 項 え 等 た 間 八 に 間 な の だ 勤 \Box に 当 頂 内 務 た L١ お 該 L _ 書 等 だ 期 容 61 育 間 中 の を 月 て 児 し _ に 内 曜 週 書 \neg \neg 短 を つ 八 日 必 容 休 畤 中 _ き 要 に 日 日 間 \neg ᆫ 従 **ഗ** を を 勤 任 週 週 の つ 週 \neg 設 務 命 間 権 休 下 た 休 月 け 等 当 者 日 に 週 日 曜 る **ത** _ た _ 休 \Box も 内 は 1) の 日 育 の 容 下 育 児 に لح に の ᆫ 日 に 児 短 L 従 下 以 時 _ L١ に _ 短 に _ 上 間 を 時 \neg こ の 育 間 勤 週 加 れ _ 児 割 勤 $\overline{}$ 務 休 え 5 育 合 児 短 務 の 職 日 の ᆫ で 時 職 週 _ 日 短 員 当 間 員 休 等 を こ に 時 日 該 勤 等 に \neg れ 加 間 え 育 務 に あ 週 5 勤 児 職 つ あ を 休 0 て 務 短 員 つ _ て 日 日 月 職 等 時 て **ത** は 曜 員 間 に は 週 八 に を 日 等 勤 改 に あ 休 \Box \neg か 当 務 つ 日 以 め つ 日 5 等 て 該 上 曜 金 61 _ で の は 育 日 曜 て 同 に 当 児 条 内 及 は \Box

容 に 従 つ た 週 休 日 ᆫ を 加 え る

の 下 以 第 に 下 五 \neg _ 条 育 半 第 児 日 短 勤 頂 務 時 中 間 時 勤 間 務 の 以 職 割 下 員 振 等 IJ 半 変 及 日 び 更 勤 務 لح を 時 加 11 間 う。 え の る 割 振 _ IJ に 変 改 更 め ᆫ ح 同 L١ 条 う 第 項 こ 中 لح _ 規 を 定 は こ ح

第 八 条 に 次 の た だ L 書 を 加 え る

に し 限 11 た だ 1) 支 障 L 当 が 当 該 生 断 ず 該 職 続 る 的 لح 員 認 が な め 勤 育 務 5 児 を れ 短 す る 時 る 場 間 こ 合 勤 لح لح 務 を し 職 命 て 員 ず 等 人 る 事 で こ 委 あ لح 員 る が 会 場 合 で の き に 承 る 認 あ を つ 得 て て は 規 則 公 で 務 定 の め 運 る 営 場 に 合 著

第 九 条 に 次 の た だ L 書 を 加 え る

勤 に L 限 務 11 た だ 以 IJ 支 外 障 し が の 同 勤 条 生 当 に ず 務 該 規 る を 職 す 定 لح 員 る す 認 が こ る め 育 لح 正 5 児 を 規 れ 短 命 の る 時 ず 場 間 勤 合 る 務 勤 こ لح 時 務 لح 間 し 職 が 以 て 員 で 外 人 等 き 事 で の る 委 あ 時 間 員 る 会 場 に 合 お の 11 承 に て 認 あ つ 同 を 条 τ 得 て に は 規 規 定 則 公 す で 務 る 定 の 断 め 運 営 続 る 的 場 に な 合 著

杉 第 + 並 Ξ \overline{X} 職 条 第 員 の _ 退 項 中 職 手 \neg = 当 + に 関 日 す $\overline{}$ **_** る 条 の 例 下 に の 部 育 を 児 改 短 正 時 す 間 る 勤 条 務 例 職 員 平 等 成 及 + び 八 _ 年 を 杉 加 並 え \overline{X} る 条

例

第

8

 \equiv

+

九

号

の

部

を

次

の

ょ

う

に

改

正

す

る

_

を 附 則 同 条 第 第 六 六 頂 項 中 \neg 第 に 改 + め る 条 の =第 五 項 **_** を _ 第 + 条 の \equiv 第 六 項 _ に _ 同 条 第 五 項

9 杉 並 $\overline{\mathbf{X}}$ 幼 稚 袁 教 育 職 員 の 勤 務 時 間 休 日 休 睱 等 に 関 す る 条 例 $\overline{}$ 平 成 + _ 年 杉 並 $\overline{\mathsf{X}}$ 条

例 第 + 七 号 の 部 を 次 の ょ う に 改 正 す る

る

第 条 中 占 め る 者 の 下 に $\overline{}$ 以 下 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 لح

61

う

を

加

え

う 第 条 勤 同 に 頂 第 務 第 \equiv を 兀 職 \neg 項 杉 の 項 員 条 同 に 条 並 لح 等 第 勤 規 Ξ 第 \overline{X} 務 に 定 し Ξ 教 時 あ 項 す 間 つ 中 項 育 同 る لح 委 は 条 て \neg 短 員 第 は し 前 時 _ 会 当 前 間 頂 頂 同 頂 該 勤 _ _ 条 以 中 育 務 下 を 児 第 _ を の 地 短 職 項 教 再 方 時 前 を 育 任 公 間 \equiv の 占 次 委 用 務 頂 勤 め に 員 短 員 務 る 次 会 時 法 等 に 職 の 間 第 改 の 員 لح _ 勤 内 め 11 + 容 頂 務 以 を う 職 八 に \neg 下 条 従 兀 加 員 _ え つ + の の 再 _ 正 る 五 た 時 任 を 規 第 時 間 用 ഗ 間 短 _ 項 勤 教 時 _ 務 又 育 の 間 時 は 委 を 下 勤 間 第 員 加 に 務 え 会 は \neg 職 + 育 児 員 八 第 に 同 改 条 頂 短 ح め 項 の を 時 六 間 L١ 同

2 に 該 育 内 を の 定 含 委 短 容 か に 地 承 員 時 $\overline{}$ か む 認 ょ 方 会 間 を 同 わ IJ 公 受 勤 法 5 以 同 務 $\overline{}$ 以 務 第 ず 下 け 条 員 下 + た 第 **ഗ** \neg 0 内 七 職 \neg 休 育 _ 育 教 容 条 憩 児 員 頂 児 育 **ഗ** 時 に 短 $\overline{}$ 休 委 以 規 間 規 業 畤 同 員 下 定 を 間 法 定 等 会 す _ に 除 勤 第 に 育 ょ き 務 十 る 関 ع 児 る 職 七 す 育 L١ 短 条 児 短 員 る う。 等 時 時 週 の 短 法 ᆫ 間 間 間 規 時 律 $\overline{}$ 勤 勤 に لح 定 間 $\overline{}$ 平 が に 務 務 つ 11 勤 定 等 う ょ を 61 務 成 め す て る \equiv の $\overline{}$ 当 る 内 る $\overline{}$ 短 以 年 こ 容 該 の 畤 下 法 لح 律 承 正 間 \neg لح لح 認 規 第 勤 育 L١ な を の 務 児 百 つ 受 + う 勤 を 短 た け す 号 務 時 職 時 る 間 $\overline{}$ た 第 に 員 育 間 こ 勤 児 従 に は لح 務 + ع ᆫ 条 L١ あ 短 つ 舑 لح 第 前 な つ \equiv 杉 て 間 項 11 並 頂 は 勤 の た う X 務 規 職 の 当 教 ഗ 定 員 規

第

兀

条

第

項

た

だ

L

書

中

_

た

だ

L

の

下

に

育

児

短

時

間

勤

務

職

員

等

に

つ

L١

て

は

月

定 11 以 曜 に 下 範 日 ょ か 井 同 1) 内 じ 5 定 金 で め \smile 曜 正 5 規 に 日 ま れ ഗ お で た 勤 L١ 週 務 て の 時 日 休 当 \Box 間 $\overline{}$ 次 を を 該 条 除 割 育 1) 児 第 0 振 短 る 畤 項 も 間 た を の 勤 だ 削 لح 務 L L 等 書 る _ の の 規 を 内 加 容 定 え に に 従 ょ 11 1) \neg 定 次 日 め 条 に 5 つ 第 れ ㅎ た _ 項 八 週 た 時 休 だ 間 日 を を し 書 超 除 の え < 規 な

<

_

務 つ 当 日 で 日 曜 は 同 該 \cup 等 て 当 条 及 日 第 は 第 び ま 五 の 育 該 必 内 児 土 で 要 条 に 育 四 改 項 曜 に 第 容 短 の 児 中 に 週 時 め 日 五 応 短 じ 従 間 間 日 頂 時 つ 間 た を 勤 八 同 に 間 日 当 だ た 超 務 項 に 勤 週 え 等 た \neg お 該 L 務 ᆫ ` だ ١J 書 休 な の 育 等 日 内 て 児 中 61 L を 月 の 期 容 書 \neg 曜 週 短 \neg 内 間 中 日 八 休 時 教 容 ᆫ \Box 日 を に 間 育 に 委 加 つ を 必 **ഗ** を を 勤 え き 要 従 週 設 務 員 \neg つ る 休 月 け 等 会 曜 週 週 の た 日 る の は 間 _ 休 下 週 日 も 内 _ 当 日 に 育 の 容 の 休 た _ لح 下 _ 児 に に 日 1) 短 に の し 従 下 育 時 _ L١ 7 ᆫ に こ 日 児 間 を に 以 短 7 勤 週 加 れ 育 時 上 $\overline{}$ 務 え 5 児 休 の 育 間 職 日 の 短 _ 割 児 _ 勤 員 日 時 の 合 短 務 を こ に 間 等 週 時 で 職 に \neg れ 加 勤 休 当 員 間 あ 週 5 え 務 日 等 つ 該 勤 休 の 職 て 育 務 に て 日 日 月 員 を 児 職 あ は 曜 等 つ 短 員 八 に を 日 に 等 て の 日 改 時 か つ 週 間 に は 以 め 日 5 11 上 曜 勤 あ 休 金 て

の 下 以 第 に 下 六 _ _ 条 半 育 第 児 日 短 勤 頂 舑 務 中 間 時 \neg 勤 間 務 の 以 職 割 下 員 振 等 IJ 半 変 及 日 び 更 勤 _ 務 لح を 時 加 ١J 間 う。 え の る 割 振 _ 1) に 変 改 更 め ᆫ ۲ 同 しし 条 う 第 項 こ 中 لح 規 定 を は こ ع

第 九 条 に 次 の た だ L 書 を 加 え る

た だ し 当 該 職 員 が 育 児 短 時 間 勤 務 職 員 等 で あ る 場 合 に あ つ て は 公 務 の 運 営 に 著

 \neg

 $\overline{}$

育

児

短

時

間

勤

務

職

員

等

の

給

料

月

額

定 L め 61 る 支 場 障 合 が に 生 ず 限 1) る ع 当 認 該 め 断 5 続 れ る 的 場 な 合 勤 務 لح を し て す 人 る こ 事 لح 委 を 員 命 会 ず の 承 る こ 認 لح を が 得 て で き 教 る 育 委 員 会 規 則 で

第 + 条 に 次 の た だ L 書 を 加 え る

る 定 し 断 め 11 た だ 続 る 支 的 場 障 し 合 が な 勤 に 生 当 務 ず 限 該 以 1) る 職 外 لح 員 認 が の 同 条 勤 め 育 務 に 5 児 規 を れ 短 す 定 る 時 る す 場 間 こ 合 る 勤 لح 正 لح 務 を 規 職 U 命 の て 員 ず 人 等 勤 事 で る 務 こ 委 時 あ لح 間 員 る 会 場 が 以 合 で 外 の ㅎ に の 承 る 時 認 あ 間 つ を 得 て に お て は 61 教 て 育 公 同 委 務 条 員 の に 会 運 規 規 営 定 則 に す で 著

 \equiv 頂 杉 第 第 七 並 + に 条 \overline{X} 五 改 幼 条 の め 稚 第 中 袁 教 頂 同 \neg 条 中 前 育 を 条 職 _ 第 第 員 + 六 七 の 条 項 給 日 _ 与 の _ Ξ を に 関 لح \neg **ത** す L 第 下 七 る に 第 条 条 七 第 例 育 条 六 児 の 項 の 短 次 _ 部 時 に を 間 に 次 次 勤 _ の の 務 第 ょ 職 \equiv 条 う 員 条 に 等 を 第 加 改 及 え び 正 項 す _ る る を を 加 え 第 る

条

第

第 間 つ 児 七 る つ 務 条 き 休 条 勤 た の 務 例 定 職 承 業 の 時 第 法 め 員 認 Ξ 間 を 5 を で 条 れ 含 受 لح 地 除 第 方 て む け 11 た う し 61 公 て 項 る 以 職 務 得 の 給 下 員 \smile 員 末才 第 た 規 \neg **ത** 数 定 月 育 + 育 育 を 児 児 条 児 に 額 乗 ょ に 短 休 第 休 じ 1) か 畤 業 = 業 て 定 間 等 か 法 項 得 め わ 勤 第 の に た 5 5 務 + 規 関 額 ず 職 れ 七 定 す لح た 条 に 員 る す そ 当 ょ 法 等 の る 該 規 律 の 1) 者 定 لح 定 同 $\overline{}$ 平 の め 11 に 条 勤 5 う ょ 第 成 \equiv 務 れ る 時 て \smile 短 頂 年 間 時 に 61 の 法 給 間 規 律 を る 給 同 料 勤 定 第 条 料 月 務 す 百 第 月 額 る + を 額 は す 育 号 に る 児 頂 に そ こ 短 以 規 勤 لح 時 下 の 定 務 者 لح 間 す 舑 に な 勤 育

第 + 条 第 四 項 中 _ 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 _ を _ 育 児 短 時 間 勤 務 職 員 等 及 び 再 任 用 短

時間勤務職員」に改める。

掲 を げ 同 第 る 条 第 + 者 に あ 条 頂 つ 中 の て 規 \neg は 定 再 に 任 そ ょ 用 IJ 短 の 額 定 時 に め 間 当 5 勤 該 れ 務 各 た 職 号 そ 員 に の に 定 者 あ つ め の る 勤 て _ 務 は に 時 改 間 そ め で の 除 額 同 U に 条 て 同 得 に 項 次 た に _ の 規 各 を 定 号 す を 次 る 加 の 勤 え 各 務 る 号 時 に 間

_ 項 の 規 定 に ょ 1) 定 め 5 れ た そ の 者 の 勤 務 時 間 で 除 し て 得 た 数

育

児

短

時

間

勤

務

職

員

等

勤

務

時

間

条

例

第

 \equiv

条

第

項

に

規

定

す

る

勤

務

時

間

を

同

条

第

Ξ 頂 再 の 任 規 用 定 短 に 時 ょ 間 1) 勤 定 務 め 職 5 員 n た 勤 そ 務 時 の 者 間 の 条 勤 例 第 務 \equiv 時 間 条 で 第 除 し 頂 て に 得 規 た 定 数 す る 勤 務 時 間 を 同 条 第

百 れ に + た 第 号 + に 休 改 職 兀 以 下 め 期 条 _ 間 第 育 同 児 条 項 を 第 第 休 \equiv 業 休 法 頂 職 号 _ 中 の か لح 期 5 _ L١ 地 間 第 う \equiv 方 公 号 に 務 改 ま ᆫ 員 で め の **ഗ** を _ 育 規 同 育 児 項 定 児 休 第 中 休 業 兀 \neg 業 等 号 休 法 に 中 職 関 _ さ に す 休 れ 改 る 職 た め 法 さ る 律 れ を た 平 休 成 を 職 Ξ に 年 さ 休 法 職 れ 律 た に さ 第

(提案理由)

育 児 短 時 間 勤 務 制 度 を 導 λ す る 等 の 必 要 が あ る

杉並区職員の育児休
業等に関する条
例の一部を改正す
る条例新旧対照
表

六 前号に掲げる職員のほか、職員が育児	一~五 略	める職員は、次に掲げる職員とする。	第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定	(育児休業をすることができない職員)	る。	休業等に関し必要な事項を定めるものとす	に育児休業法を実施するため、職員の育児	条第一項及び第二項の規定に基づき、並び	第一項及び第二項、第十七条並びに第十九	項、第三条第二項、第五条第二項、第十条	以下「育児休業法」という。)第二条第一	等に関する法律(平成三年法律第百十号。	第一条 この条例は、地方公務員の育児休業	(趣旨)	新 条 例
六 前号に掲げ	_ _ 五 略	める職員は、	第二条 育児休	(育児休業をす	る。	休業等に関し		条第一項及び		項、第三条第	以下「育児休	等に関する法	第一条 この条	(趣旨)	IΒ
げる職員のほか、		次に掲げる職員と	業法第二条第一項	ることができない		必要な事項を定め		第二項の規定に基	並	二項、第五条第二	業法」という。)	律(平成三年法律	例は、地方公務員		条
育児		する。	の条例で定	職員)		るものとす	職員の育児	ぎづき	立びに第十九	項	第二条第一	第百十号。	の育児休業		例

休 業 に ょ 1) 養 育 し ょ う لح す る 子 を 当 該 職

る 員 こ 以 لح 外 が の 当 で き 該 る 子 場 の 合 親 に が お 常 け 態 る لح 当 該 て 職 養 員 育 す

再 度 の 育 児 休 業 を す る こ لح が で き る 特 別 の

 $\overline{}$

事情。)

第 Ξ 条 育 児 休 業 法 第 _ 条 第 項 た だ し 書 の

条 例 で 定 め る 特 別 の 事 情 は 次 に 掲 げ る 事

情とする。

育 児 休 業 を L て ١١ る 職 員 が 産 前 の 休 業

を 始 め 若 U < は 出 産 し た こ لح に ょ 1) 当

該育児休業の承認が効力を失い、又は

لح 第 五 に ょ 条 1) 第 当 該 号 育 に 児 掲 休 げ 業 る 事 の 承 由 認 に が 該 当 取 1) L 消 た さ こ

係 れ た る 子 後 若 当 L < 該 は 産 同 前 묵 **ത** の 休 規 業 若 定 に L ょ < る は 承 出 認 産 に に

係 る 子 が 死 亡 し 又 は 養 子 縁 組 等 に ょ 1)

職員と別居することとなったこと。

三二 二 育 略 児 世

育児休業をしている職員が当該職員の

休 業 に ょ 1) 養 育 し ょ う لح す る 子 を 職 員 以

外の当該子の親が常態として養育す

る こ لح が で き る 場 合 に お け る 当 該 職 員

再 度 の 育 児 休 業 を す る こ لح が で き る 特 別

の

事情)

 $\overline{}$

第 Ξ 条 育 児 休 業 法 第 条 第 項 た だ L 書

条 例 で 定 め る 特 別 0 事 情 は 次 に 掲 げ る

事

の

情とする。

育 児 休 業 を し て 11 る 職 員 が 産 前 の 休

を始め、又は出産した ことにより

第 五 該 条 育 児 第 休 믕 業 に の 掲 承 げ 認 る が 事 効 由 力 に を 該 失 当 61 U た 又 こ は

とにより取り消された

――後、当該産前の休業若しくは出産に

る 子 若 L < は 同 号 の 規 定 に ょ る 承 認 に

る 子 が 死 亡 L 又 は 養 子 縁 組 等 に ょ 1)

係

係

職

員と別居することとなったこと。

略

`

業

L١

う。

の

承

認

を

得

て

規

則

で

定

め

る

方

法

に

ょ

IJ

養

育

L

た

こ

ح

当

該

職

員

が

該

別

X

人

事

委

員

会

以

下

人

事

委

員

会

لح

間

親

لح

配

後 IJ た す 障 負 当 る 傷 IJ 害 ت 当 継 該 に 該 ع 続 育 ょ 疾 職 す が 1) 病 児 るこ 当 員 で 又 休 き が 該 は 業 لح 当 な 身 育 の 該 が 児 L١ 体 承 子 見 状 休 上 認 を 込 若 業 態 が 養 ま が に U 取 < れ 相 育 係 1) 当 す る る は 消 子 る こ 期 精 さ こ لح 間 を 神 れ に に 養 上 が た ょ わ 育 の

| できる状態に回復したこと。| 後、当該職員が当該子を養育することか

四 既 ح に に 育 児 ょ L IJ た 休 当 も 業 の 該 こ を 育 児 除 の < 休 号 業 の 規 に 係 定 に る 子 該 当 に つ L た しし こ て

偶 に で 同 の 樣 者 終 わ あ た る の 了 IJ 後 も 事 届 当 の 情 出 当 該 に に を 子 限 該 あ し る。 を る な 育 育 者 児 ١١ 児 休 を が 休 含 業 が 事 \equiv 業 み 実 を そ 月 上 L 当 の 以 婚 た 他 上 該 姻 職 子 関 員 の **ത** 期 特 の 係 の

 \equiv 育 児 休 業 の 請 求 の 際 両 親 が 育 児 休 業 等

書 に ょ 面 IJ に 子 ょ 1) を 任 養 命 育 す 権 者 る た に 申 め L の 出 計 た 画 職 に 員 つ が L١ 当 て

該 請 求 に 係 る 育 児 休 業 を L 該 育 児 休

業

の

終

了

後

当

該

職

員

の

配 偶 者 届 出 を し な しし が 事 実 上 婚 姻 関 係

لح 同 樣 の 事 情 に あ る 者 を 含 み、 当 該 子 の

間にわたり当該子を常態として

親

で

あ

る

も

の

に

限

る。

が

 \equiv

月

以

上

ഗ

期

̄養育したこと(この号の規定に該

育 児 休 業 の 請 求 の 際 両 親 が 当 該 方 法 に 7 ょ

IJ 該 子 を 養 育 す る た め の 計 画 に つ しし

任 命 権 者 に 申 L 出 た 場 合 に 限 る

五 略

 $\overline{}$ 育 児 休 業 の 承 認 の 取 消 事 由

第 五 条 育 児 休 業 法 第 五 条 第 項 の 条 例 で 定

め る 事 由 は 次 に 掲 げ る 事 由 ۲ す る。

職 員 が 育 児 休 業 に ょ 1) 養 育 U て L١ る 子

を 当 該 職 員 以 外 の 当 該 子 の 親 が 常 態 ح

て 養 育 す ること が で きることと なっ た ح

き。

略

育 児 休 業 に 伴 う 任 期 付 採 用 に 係 る 任 期 の

第 六 条 略

新

児 短 間 勤 を

員 へ 育 時 務 す る こ لح が で ㅎ な しし 職

め る 職 員 は 次 に 掲 げ る 職 員 とす

第

七

条

育

児

休

業

法

第

+

条

第

項

の

条

例

で

定

新

更

任

期

付

採

用

職

員

の

第 五 条 の 略

四 略

児

休

業

を

U

た

こ と

が

あ

る

場

合

を

除

U

た

こ

لح

に

ょ

IJ 当

該

子

に

つ

L١

て

既

に

育

児 休 業 承 の

 $\overline{}$ 育 の 認 取 消 事 由

五 条 育 児 休 業 法 第 五 条 第 _ 項 の る。 条 例

で

定

第

め る 事 由 は 次 に 掲 げ る 事 由 لح す

育 児 休 業 に 係 る

子

を 職 員 以 外 の 当 該 子 の 親 が 常 態 ح

て 養 育 す るこ ح が で きるこ ے ح なっ

き。

略

任 期 の 更

- 4 -

た

ح

前

号

に

掲

げ

る

職

員

の

ほ

か

職

員

が

育

児

を

U

T

L١

る

職

員

育

児

休

業

法

そ

の

兀 크 그 -六 五 じ。 号 む 他 る 定 第 す る L١ 条 任 子 に る 項 第 期 法 て の 杉 育 臨 非 育 に 児 児 法 百 を ょ 地 附 律 勤 亚 時 常 を 九 地 務 X 律 方 則 つ の 短 項 定 休 的 勤 IJ + 時 す 育 第 方 又 職 業 昭 職 に ١J 公 め に 読 二号 児 ること 営 五 間 て は て、 和 公 て 法 任 ょ 員 員 み 企 短 勤 第 採 第 用 IJ 項 営 しし の 替 業 + 育 時 企 務 る 定 用 六 さ 配 に え 児 偶 に 間 第 法 七 業 職 項 年 さ 条 お れ て Ξ + 休 者 年 等 育 員 等 る ょ 勤 L١ の れ 第 適 昭 職 業 が 法 児 規 た IJ 務 て

の

労

働

関

係

に

関

す

休

業

法

第

+

条

第

律

第

百

八

+

九

用

す

る

場

合

を

含

を

しし

う。

以

下

同

養

育

U

ょ

うと

す

九

条

第

項

の

規

読

み

替

え

て

準

用

和

+

七

年

法

律

に

関

す

る

条

例

第

兀

職

員

項

 Θ

規

定

に

ょ

1)

員

定

に

ょ

IJ

引

ㅎ

続

- 5 -

لح 短 す 時 る 間 時 勤 務 間 に を す お る L١ こ τ ع に 育 児 ょ 短 IJ 時 養 間 育 勤 L ょ 務 う を

す る ت لح に ょ IJ 養 育 U ょ う ح す る 子 を 当

ができる場合における当該職員

該

職

員

以

外

の

当

該

子

の

親

が

養

育

す

る

て 育 児 年 短 を 時 経 間 勤 過 U 務 な の 終 しし 了 場 合 の に 日 育 の 児 慦 日 短 時 か 間 5 勤 起 算 務

をすることができる特別の事情)

第 八 条 条 例 で 定 育 児 め 休 る 特 業 別 法 第 の + 事 情 条 は 第 項 次 に た 掲 だ げ し る 書 事 の

情とする。

育 児 短 時 間 勤 務 を U て い る 職 員 が 産 前

ょ IJ 当 該 育 児 短 時 間 勤 務 の 承 認 が 効 力 を の

休

業

を

始

め

若

U

<

は

出

産

た

こ

に

失 に 該 しし 当 又 U た は こと 第 十 に ょ 条 第二 IJ 当 号 該 育 に 児 掲 短 げ 時 る 間 事 勤 由

務 の 承 認 が 取 IJ 消 さ れ た 後 当 該 産 前 の

休 業 若 U < は 出 産 に 係 る 子 若 U < は 同 号

に

規

定

す

る

承

養 子 縁 組 等 に ょ IJ 職 員 ح 別 居 す ること ح

なっ 育 児 たこと。 短 時 間 勤 務 を U て しし る 職 員 が 休 職

後、 該 又 育 は 児 当 停 該 短 職 時 休 の 職 間 処 又 勤 分 を は 務 停 受 の 職 承 け 認 たこ の が 期 ح 効 間 力 に が 終 を ょ 了 失 IJ つ 当 た た

 \equiv こ と。 育児 短 時 間 勤 務 を し て しし る 職 員 が 当 該

職

員

の

負

傷

疾

病

又

は

身

体

上

若

U

<

は

精

神 係 る 上 子 の を 障 養 害 育 に す ょ ることが IJ 当 該 育 で 児 き 短 な 時 間 L١ 状 勤 態 務 が に

相

期

間

に

わ

た

IJ

継

続す

ることが

見

込

ま

認 れ が る 取 ع IJ 消 に さ ょ れ IJ 当 た 後 該 育 当 児 該 短 職 時 間 員 が 勤 当 務 該 の 子 承

こと。

を

養

育

す

ることがで

きる

状

態

に

回

復

U

た

匹

育

児

短

時

間

勤

務

の

承

認

が

第 +

条

第

号 に 掲 げ る 事 由 に 該 当 U たことに ょ IJ

取 IJ 消 さ れ たこと。

六 五 児 る。 こ 期 終 該 で に 方 該 法 人 の 係 の る ح ' 育 き 短 つ 法 事 間 親 لح 配 了 子 た 育 に 育 配 児 偶 児 偶 に こ 児 な ょ 後 時 しり に 委 で 同 に لح 短 者 IJ 者 つ か ょ あ 樣 間 配 短 員 わ 短 7 つ 偶 が 養 会 る に 時 IJ 時 た しし 時 勤 の 任 間 者 負 間 育 の IJ も 事 間 た 務 届 て ょ 該 命 当 該 承 出 ح 傷 U 情 育 既 勤 事 の 勤 の IJ 勤 権 別 子 又 認 当 務 終 務 たこと 該 に を 児 に 実 に 務 者 子 に が 了 居 は を を 限 あ U 短 の L 該 に を る。 こ 生 時 養 請 得 る な た 育 係 し 疾 時 申 る 子 じ 者 児 育 求 て 育 間 も に た L١ 病 の U た こ 予 す 当 規 児 を が 号 に の 勤 短 \mathfrak{O} 出 ح につ る 該 こ 際 則 休 が 含 測 ょ 事 務 を 時 の 三月 ح た す そ 職 業 IJ た で み 実 を 除 間 規 両 場 しり る に 親 員 定 そ 上 **<** の λ め U 勤 定 こと 合 以 7 ょ 院 が が め の 当 婚 た 他 の 務 に 育 IJ に 計 る 上 該 姻 職 該 他 に の U 児 当 が 育 方 子 関 当 該 の た 限 画 の 員 係 \mathfrak{O}

短 しし 支 時 障 間 が 勤 生 務 じ を る し こ な لح け ع れ な ば つ そ たこと。 の 養 育 に 著 L

育 児 休 業 法 第 + 条 第 項 第 五 号 の 条 例 で 定

第 め 九 る 条 勤 務 の 育 児 形 休 態 業 法 第 + 条 第 項 第 五 号 の 条

例

で

定

め

る

勤

務

の

形

態

は

杉

並

X

職

員

の

勤

例 + 務 年 時 ح 杉 間 ١J 亚 う。 X 休 条 日 例 第 第 休 三条 三号。 睱 等 第 に 関 以 下 項 す 若 る 条 U 勤 < 例 務 は 時 平 第 間 四 条 成

間 条 第 休 日 項 休 杉 暇 並 等 X に 学 関 校 す 教 る 育 条 職 例 員 平 の 成 勤 + 務 九 時

勤 U 務 は 時 第 間 五 条 条 例 第 耳 لح しし う。 又 は 杉 並 第 X 四 幼 条 稚 第 袁 項 教 育 若

<

年

杉

亚

X

条

例

第

+

号。

以

下

校

教

育

職

員

職 員 の 勤 務 時 間 休 日 休 睱 等 に 関 す る 条

例

平

成

+

年

杉

並

X

条

例

第

+

七

号

以

下

う。 幼 稚 袁 教 育 職 員 勤 務 時 間 条 例 ح

の 規 定 第 の 四 適 条 用 第 二 を 受 項 け る 若 職 U < 員 に は つ 第 五 しし 条 て 第 の 次 項 求 手 続

育

項 掲 第 げ を 除 る **<** 号 勤 か 務 5 の と す 第 形 四 態 る。 号 $\overline{}$ ま 育 児 で 休 に 業 掲 法 げ 第 る + 勤 務 条 第 の 形

態 四 週 間 ご ح の 期 間 に つ き 八 日 以 上 を 週

幼 教 休 稚 育 日 職 袁 勤 教 員 務 育 勤 職 時 務 間 員 時 勤 間 条 務 条 例 時 例 第 兀 間 第 条 条 五 例 条 第 第 第 $\overline{\mathcal{H}}$ 項 条 項 第 又 は 校

項 に 規 ح 定 す る 当 週 該 期 休 間 日 に を つ い き う 週 以 間 下 当 同 た

はニ IJ の + 勤 務 五 時 時 間 間 が لح <u>-</u> な る 時 よう 間 に <u>-</u> + 勤 務 兀 す 時 る 間 又

ے

た IJ 兀 週 日 間 以 を 上 超 の え 割 な 合 l١ 期 の 日 間 を に 週 つ 休 き 日 لح 週 間 当

が <u>-</u> 時 間 間 <u>-</u> 兀 週 時 間 間 又 は <u>-</u> 五 時 時 間 間

該

期

に

き

当

た

IJ

の

勤

務

児 ۲ 短 な 時 る ょ 間 う 勤 に 務 勤 の 承 務 認 す 又 ること。 は 期 間 の 延 長

の

請

- 10 -

第 + 条 育 児 短 時 間 勤 務 の 承 認 又 は 期 間 の 延

す 長 $\boldsymbol{\sigma}$ 日 又 請 求 は は そ の 育 児 期 間 短 時 の 末 間 勤 務 の 慦 を 日 始 の め よう ح 前

日

月

ま で に 行 う も の ح する。

る

育 児 短 時 間 勤 務 の 承 認 $\boldsymbol{\sigma}$ 取 消 事 由

第

+

条

育

児

休

業

法

第

+ =

条

に

お

しし

7

準

用

す る 育 児 休 業 法 第 五 条 第二 項 の 条 例 で 定 め

る 事 由 は 次 に 掲 げ る 事 由 とす る。

L١ る 職 子 員 を が 育 当該 児 短 育 時 児 間 短 勤 時 務 間 に ょ 勤 IJ 務 養 を す 育 るこ U $\boldsymbol{\tau}$

以 外 ۲ に ょ の IJ 養 該 子 育 の て 親 が しし 養 る 育 時 することが 間 に 当 該 で 職 き 員

ることと なっ たとき。

7 育 児 該 短 育 児 時 短 間 勤 時 務 間 をして 勤 務 に 係 しし る る 子 職 以 員 外 に の つ 子 L١

に 係 る育 児 短 時 間 勤 務 を 承 認 U ようと

る とき。

 \equiv 育 児 短 時 間 勤 務 を て しし る 職 員 に つ しし

7 該 育 児 短 時 間 勤 務 の 内 容 ح 異 な

内

容 の 育 児 短 時 間 勤 務 を 承 認 し ょ う لح す る

ح き。

育 児 休 業 法 第 + 七 条 の 条 例 で 定 め る き む を

得 な 11 事 情

第 + = 条 育 児 休 業 法 第 + 七 条 の 条 例 で 定 め

る ゃ む を 得 な しし 事 情 は 過 員 を 生 ず る

す る。

育 児 短 時 間 勤 務 の 例 に ょ る 短 時 間 勤 務 に

係

る 職 員 の 通 知

第 + 任 命 権 者 は 育 児 休 業 法 第 + 七 条

の 規 定 に ょ 短 時 間 勤 務 を さ せ る 場 合 又 は

該 短 時 間 勤 務 が 終 了 U た 場 合 に は 職 員

に 対 書 面 に ょ IJ そ の 旨 を 通 知 U な け れ

ば な 5 な L١

部 分 休 業 を す るこ ۲ が で ㅎ な ١١ 職 員

第 + 四 条 育 児 休 業 法 第 + 九 条 第 _ 項 の 条 例

で 定 め る 職 員 は 次 に 掲 げ る 職 員 لح す る。

略

育 児 短 時 間 勤 務 又 は 育 児 休 業 法 第 + 七

> で 定 め

略

第 部 六 条 分 休 業 を 育 児 す る 休 こ 業 法 لح 第 が + で ㅎ 九 条 な 第 61 職 _

項

の

条 例 員

る 職 員 は 次 に 掲 げ る 職 員 ح す る。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する	
号)第十八条第一項又は杉並区幼稚園	
に関する条例(平成十九年杉並区条例	
区学校教育職員の勤務時間、休日、休	
杉並区条例第三号)第十五条第一項、	
間、休日、休暇等に関する条例(平成	
る子について、職員が杉並区職員の勤	
て二時間(部分休業により養育しよう	
間の始め又は終わりにおいて、一日を	間の始め又は終わりにおいて
第七条 部分休業の承認は、正規の勤	第十五条(部分休業の承認は、正規の勤務時)
(部分休業の承認)	(部分休業の承認)
ことができる場合における当該職員	ことができる場合における当該職員
を職員以外の当該子の親が養育	を当該職員以外の当該子の親が養育する
て、部分休業により養育しようとす	て、善養育しようとする子
しよう とする時間に	休業により養育しようとする時間におい
三 前号に掲げる職員のほか、部分休	四 前号に掲げる職員のほか、職員が部分
二略	三略
	員
	条の規定による短時間勤務をしている職

第 2 第 部 + 部 + 時 う 11 日 員 の 稚 育 六 規 て 七 分 分 間 に に 袁 職 も 勤 準 条 休 条 休 つ を 対 務 定 教 員 の 業 き ニ す ح 用 業 超 勤 時 に 育 す す る 間 第 の 略 に え ょ 職 務 る。 部 る。 条 + な 時 時 承 お 1) 員 例 間 間 分 認 け しし 育 勤 第 休 条 の る 範 か 児 務 条 囲 業 時 例 第 取 給 5 時 の 内 当 第 + 規 消 与 の 間 間 + 該 条 + 五 定 事 の で 承 を 行 例 条 分 認 八 は 由 減 育 承 うも を 児 認 条 第 に 額 第 単 部 つ 第 さ + 時 七 位 のとする。 間 61 れ 分 項 て て 条 項 ح 休 を 減 は 第 学 業 L١ 又 L に て じ る は 校 職 つ た 項 幼 教 行

> う れ \odot を れ 七 例 る 条 託 て も 減 児 平 時 じ しし 第 の 間 لح た る の 成 す に 態 時 لح 項 + る。 き つ 樣 間 の は 規 L١ 年 て 通 を 定 杉 超 に 勤 並 Ξ え 時 X の ょ + 条 状 間 る な 分 況 育 例 61 か 児 を 等 5 範 第 当 単 時 か 井 十 位 5 間 七 内 該 ح を 号 必 で 育 し 要 児 承 て ۲ 第 職 時 認 行 さ 間 さ + 員

部分休業における給与の減額

第八条略

部分休業の承認の取消事由)

いて準用する。

第

九

条

第

五

条

の

規

定

は

部

分

休

業

に

つ

(委任)	(委任)		
第十八条 この条例に定めるもののほか、育	第十条	この条例の施行	
児休業等に関し必要な事項は、人事委員会		に関し必要な事項は	は、特別区人
の承認を得て、規則で定める。	委員会の	承認を得て、規則	で定める。
附則第五項による改正(杉並区職員の給与に関	する条例の	一部改正)	
新条例	旧	条	例
(育児短時間勤務職員等の給料月額)			
第六条の二 地方公務員の育児休業等に関す			
る法律 (平成三年法律第百十号。以下「育			
児休業法」という。)第十条第三項の規定			
により同条第一項に規定する育児短時間勤			
務の承認を受けた職員(育児休業法第十七			
条の規定による短時間勤務をすることとな			
つた職員を含む。 以下「育児短時間勤務職			
員等」という。)の給料月額は、その者に			
つき定められている給料月額にかかわら			
ず、当該定められている給料月額に、勤務			

時 間 条 例 第 条 第 頂 の 規 定 に ょ 1) 定 め 5

れ

た

そ

の

者

の

勤

務

時

間

を

同

条

第

頂

に

規

定

す る 勤 務 時 間 で 除 U 7 得 た 数 を 乗 じ て 得 た

額とする。

(再任用短時間勤務職員の給料月額

第 六 条 の 地 方 公 務 員 法 第 + 八 条 の 五 第

項 又 は 第 _ + 八 条 **ത** 六 第 項 に 規 定 す る

短 時 時 間 間 勤 勤 務 務 の 職 職 を 員 _ 占 لح め 11 る う 職 員 以 の 給 下 料 \neg 月 再 任 額

用

短

は 第 六 条 第 七 項 の 規 定 に か か わ 5 ず 同

の 規 定 に ょ る 給 料 月 額 に 勤 務 時 間 条 例

項

者 第 の 条 勤 務 第 \equiv 時 項 間 の を 規 同 条 定 に 第 ょ 項 1) に 定 規 め 定 5 す n る た そ 勤 務 の

時 間 で 除 L て 得 た 数 を 乗 じ て 得 た 額 لح す

る。の時に、行力数で到し

(給料の調整額)

第 九 し 条 < は 給 責 料 任 表 の の 度 額 又 が は 勤 職 労 務 の ഗ 強 複 度 雑 勤 木 務 難 時 若

間

勤

労

環

境

そ

の

他

0

勤

労

条

件

が

同

じ

職

務

間

し

再任用短時間勤務職員の給料月

額

 $\overline{}$

第 六 条 の 地 方 公 務 員 法 第 + 八 条 の 五

第

項 又 は 第 =+ 八 条 の 六 第 項 に 規 定 す る

短 用 時 短 間 時 間 勤 務 勤 務 の 職 職 員 を _ 占 لح め 61 る う 職 員 の 以 給 下 料 \neg 月 再 額 任

は 前 条 第 七 頂 の 規 定 に か か わ 5 ず 同

頂 の 規 定 に ょ る 給 料 月 額 に 勤 務 時 間 条 例

の 条 勤 第 務 時 間 項 を の 同 規 条 定 第 に ょ 項 1) に 定 規 め 定 5 す れ る た 勤 そ 務 の

間 で 除 L 7 得 た 数 を 乗 じ て 得 た 額 لح す

(給料の調整額)

る

時

者

第

九 条 給 料 表 の 額 が 職 務 の 複 雑 困 難 若

第

< 勤 は 労 責 環 任 境 ഗ そ 度 の 又 他 は の 勤 勤 労 労 の 条 強 件 度 が 同 じ 勤 職 務 務 時

で

の

間

ഗ 勤

務

に

対

す

る

第

_

項

の

規

定

の

適

用

で

規

勤

に

つ

L١

て

は

同

頂

中

7

正

規

ഗ

勤

務

時

間

を

超

に

2 $\overline{}$ 超 及 L١ 特 職 正 **ത** 過 び な る 殊 に 級 勤 3 調 性 給 対 に 務 整 料 に L 属 手 基 す 略 額 額 適 当 当 表 づ る き を で 他 定 な の め そ 11 職 لح る に **ത** 給 認 比 لح 料 め L が 表 る て で に لح 著 ㅎ 掲 ㅎ L る げ < は に つ 5 特 き そ れ 殊 て 適 の な

4 育 児 短 時 間 勤 務 職 員 等 及 び 再 任 用 短 畤 間 2

及

び

3

略

第

+

九

条

略

こ 日 勤 لح 務 لح 次 時 間 な 条 を る の 超 日 規 を え 定 て 除 に **<** L ょ た 1) 勤 $\overline{}$ 休 務 に 日 お 給 の う 11 が 支 ち て 給 そ さ 正 規 れ の

る

た

の

勤

務

職

員

が

正

規

の

勤

務

時

間

を

割

1)

振

5

れ

の 務 勤 の 務 時 時 間 間 لح そ لح の の 合 勤 務 計 が を 八 し 時 た 間 日 に に お 達 す け る る ま 正

規

勤

2 第 2 及 + 超 及 び 過 び 九 条 勤 3 3 務 略 略 手 略

当

再 任 用 短 畤 間 勤 務 職 員

4

0 る た 勤 こ 日 ۲ 務 時 لح 次 が 条 間 な を る 0 超 日 規 正 え を 定 規 て 除 に の < U ょ 勤 た 1) 務 $\overline{}$ 勤 休 時 に 務 日 間 お 給 を の う しし が 割 ち て 支 1) 給 振 そ さ 正 5 の 規 れ れ

務 つ の の 間 L١ 勤 の て の 務 時 は 勤 時 間 務 間 لح لح そ 同 に 項 対 の の 中 す 合 勤 \neg る 計 務 正 第 が を 規 八 し の 項 時 た 勤 \Box の 間 務 規 に に 肼 定 達 お け 間 の す を 適 る る 正 超 用 ま

職 **ത** に 級 対 に L 適 当 で な L١ لح 認 め る ۲ き は

11 特 る 殊 給 性 料 に 基 額 づ き 任 そ 短 の 給 時 間 料 勤 表 に 務 職 掲 員 げ に 5 そ あ れ つ て の な

調 整 六 額 表 条 を の 定 に め る こ 定 لح す が る で き $\overline{}$ る。 に つ き

は な 第 再 用 規 額

適

て

正

属 す る 他 の 職 に 比 し て 著 し < 特 殊

る の え の 百 て 割 L 合 + た 五 ع 勤 か 務 あ 5 の る 百 \overline{X} ഗ 分 分 は に **ത** 百 応 五 じ 百 + て 分 ま そ の で れ 百 ぞ **ത** 範 れ لح 井 百 す 内 分

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第 項 +及 び \equiv 条 第 Ξ 項 第 + 第 八 _ 条 + 第 条 並 項 び に 第 前 + 条 九 に 条 規 第 定

額 る る 手 及 勤 当 び 務 の 人 月 事 時 間 額 委 員 当 の 合 会 た 1) 計 **ഗ** 額 承 の に 認 給 + を 与 得 額 を て は 規 乗 じ 則 給 料 で そ 定 の

め

月

す

る 0 勤 額 務 を 時 勤 間 務 に 時 間 五 + 条 例 第 を 乗 じ 条 た 第 も の 頂 か に 5 規 定 八 時 す

間 日 の に 数 人 を 事 乗 委 じ 員 会 た も の の 承 を 認 減 を じ 得 た て も 規 の 則 で で 除 定 め し て る

その額に当該各号に定める

得

た

額

次

の

各

믕

に

掲

げ

る

者

に

あ

つ

て

は

日

の

数

を

乗

じ

た

も

の

を

減

じ

た

も

の

で

除

L

て

る

間

は

そ

の

額

に

同

項

に

規

定

す

る

勤

務

時

間

を

同

数を乗じて得た額

ح

す

る の **ത** え 百 て 割 し 合 + た 五 ع 勤 か 務 あ 5 の る 百 X ഗ 分 分 は の に 百 応 五 じ 百 + て 分 ま そ の で れ 百 ぞ **ത** 範 れ لح 井 百

す

内

分

勤務一時間当たりの給与額の算出

第 項 + 及 び Ξ 第 条 Ξ 項 第 + 第 八 条 + 第 条 並 項 び に 第 前 + 条 九 に 条 規 第 定

月 す 額 る 及 勤 び 務 人 事 時 委 間 員 当 会 た 1) の 承 の 認 給 与 を 得 額 て は 規 則 給 料 で 定 の

ഗ め る 額 を 手 当 勤 務 の 時 月 間 額 条 の 例 合 第 計 額 条 に 第 + _ 項 を に 乗 規 じ 定 す そ

る 勤 務 時 間 に 五 + を 乗 じ た も の か 5 八 時

に 人 事 委 員 会 の 承 認 を 得 7 規 則 で 定 め

得 た 額 再 任 用 短 畤 間 勤 務 職 員 に あ つ て

条 第 項 の 規 定 に ょ 1) 定 め 5 れ た そ の 者 の

勤 務 時 間 で 除 U て 得 た 数 を 乗 じ て 得 た 額

とする。

地

方

公

務

員

法

第

=

+

八

条

第

項

第

号

地

方

当

及

び

ま

で

ㅎ

は

第 育 条 児 第 短 時 間 頂 に 勤 規 務 定 職 す 員 等 る 勤 務 勤 時 務 間 時 を 間 条 同 条 例

項 定 れ 者 の

勤 務 時 間 で 除 て 得 た 数

第

の

規

に

ょ

1)

定

め

5

た

そ

の

再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 勤 務 時 間 条 例

第 条 第 頂 に 規 定 す る 勤 務 時 間 を 同 条

第 項 の 規 定 に ょ 1) 定 め 5 れ た そ の 者

の

勤 務 時 間 で 除 L て 得 た 数

休 職 者 等 の 給 与

第 + 六 条 休 職 等 ۲ な つ た 職 員 次 項 に 規

定 す る 職 員 を 除 **<** に 対 L て は 休 る 職 等 こ

لح の が 期 で 間 ㅎ 中 る 次 の X 分 に ょ IJ 給 与 を 支 給 す

に 掲 げ る 事 由 に 該 当 し て 休 職 に さ れ た لح

地

方

公

務

員

法

第

=

+

八

条

第

項

第

号

ま き で は は そ こ の 休 れ に 職 給 の 料 期 間 扶 が 養 満 手 当 年 に 地 達 域 す 手 る

当 及 び 住 居 手 当 の そ れ ぞ れ の 百 分 の 八 +

> 休 職 者 等 の 給 与

第 _ + 六 条 休 職 者 ح な つ

の 定 期 す 間 る 中 職 次 員 を の X 除 **<** 分 に ょ IJ に 給 対 た 与 職 L を て 員 支 は 給 次 す 休 項 る 職 に

ح が で 地 き 方 る 公 務 員 法 第 + 八 条 第 項 第 号

に 掲 げ る 事 由 に 該 当 し て 休 職 さ れ た لح

は そ こ の れ 休 に 職 給 期 料 間 扶 が 養 満 手 当 年 に 地 達 域 す 手 る

公 住 務 居 員 手 法 当 第 の _ そ + れ ぞ 八 条 れ 第 の 百 頂 分 第 の 八 + 号

規

等

2 ぞ 人 る 五 扶 き 事 事 + 杉 れ 養 は 掲 手 委 由 年 並 げ の に 百 当 そ 員 杉 X 会 該 並 職 分 の 事 当 規 \overline{X} 員 の 地 休 由 則 条 六 職 L の 域 で て 例 分 + 手 該 の 休 限 当 定 第 に 期 め 職 五 に 相 及 間 当 号 関 び 中 て る に さ す 額 す 住 休 第 る る こ 職 れ 居

条

例

昭

和

額

以

内

ത

額

手

当

の

そ

れ

の

そ

れ

料

لح

れ

に

給

料

た

ح

き

は

は

掲

げ

昭

和

ത

額

条

に

掲

げ

に

る

に

当

L

に

さ

れ

た

لح

定 に 地 ょ 方 1) 公 休 務 職 員 لح 法 な 第 つ 五 た + 五 職 条 員 の 育 児 第 休 五 項 業 法 0 規

規 定 に ょ る 育 児 休 業 中 の 職 員 第

び 号 遣 等 公 益 に 第 関 法 す 人 る 等 法 ^ 律 の $\overline{}$ 平 般 成 職 + の 地 年 方 法 公 律 務 第 員 五 **ത** + 派

以

下

 \neg

育

児

休

業

中

ത

職

員

لح

11

う。

 $\overline{}$

及

条

第

項

の

は 61 条 か そ 第 な の _ る 休 頂 給 職 の 与 規 も 育 定 児 支 に 給 休 ょ L 業 1) な 又 派 は 遣 L١ 派 さ 遣 n た の

期

間

中

職

員

に

る 五 ぞ 扶 ㅎ 人 に 事 + 杉 掲 事 れ 養 は 手 委 由 年 並 の げ 百 当 そ 員 に 杉 \overline{X} る 会 該 並 職 分 **ത** 事 当 員 規 \overline{X} の 地 休 由 則 し 条 の 六 域 職 に て + 手 で 例 分 期 該 当 当 定 休 第 限 間 に 職 め 五 に 相 及 L 当 る さ 号 関 び 中 て れ す 住 額 す 休 た る る こ 職 第 居 条 額 手 れ さ 当 لح 条 例 以 に れ き に 内 給 た

2 育 定 児 に 地 方 休 ょ 業 1) 公 等 休 務 職 員 に 関 لح 法 す な 第 る つ 五 法 た + 律 職 五 条 員 平 の 地 成 方 第 年 公 五 務 法 項 律 員 **ത** 第 の 規

期 職 号 遣 び 百 員 等 公 以 条 + 間 中 に に 益 下 第 号 第 は 関 \neg 法 条 以 61 す 項 人 育 そ る 等 児 か 第 **ത** 下 法 規 な **ത** ^ 休 る 休 項 律 の 業 定 育 中 に 児 給 職 の 規 平 般 与 ょ 休 の 職 職 る 業 も 育 定 成 児 支 に + 員 育 法 の _ 児 給 地 休 ょ L 業 1) 年 لح 休 لح 方 業 な 又 派 法 公 11 11 う。 L١ は 遣 律 務 中 う さ 派 第 員 の れ 五 $\overline{}$ 職 遣 **ഗ** た の + 派 及 員 第

事由がある場合は、当該ポイントについ 休職、同法第二十九	に、休職月等がある場合及び規則で定める に、地方公務員法第	付与する。この場合において、当該職員 付与する。この場合	いう。)を会計年度ごとに確定し、これを いう。)を会計年度ご	当該各号に定める数(以下「ポイント」と 当該各号に定める数	する次の各号に掲げる職員の区分に応じて する次の各号に掲げ	2 任命権者は、職員に対し、当該職員が属 2 任命権者は、職員	た額とする。 た額とする。 た額とする。	定める退職手当の調整額の単価を乗じて得 定める退職手当の調	間におけるものを合計したものに第六項に 間におけるものを合	により付与されたポイントのうち、評価期 により付与されたポ	の調整額は、その者に対して、次項の規定の調整額は、その者	第十一条の三 退職した者に対する退職手当 第十一条の三 退職し	(退職手当の調整額) (退職手当の調整額)		附則第六項による改正(杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正	
九条の規定によ	二十八条の規	において、当	とに確定し、	(以下「ポイン	る職員の区分に	に対し、当該職		整額の単価を乗	計したものに第	イントのうち、	に対して、次項	た者に対する退		例		

て、 規 則

を 行

で 定 め る とこ 3 に ょ IJ 必 要 な 調 整

成 地 方 年 公 法 務 律 員 第 の 百 育 + 児 号 休 業 第 等 に 条 関 第 す る 項 法

の

規

律

平

に ょ る 育 児 休 業 以 下 育 児 休 業 لح

う。 律 第 号 教 育 公 第二十 務 員 六 特 条 例 第 法 項 昭 和 の 規 + 定 に 兀

る 法 大 学 院 修 学 休 業 そ の 他 こ れ 5 に 準 ず る 理 ょ

由 に ょ IJ 現 実 に 職 務 に 従 事 す る こ ح を 要

な L١ 期 間 の あ る 月 現 実 に 職 務 に 従 事 す る

ح 休 を 月 要 等 す る ٢ 日 ŀ١ の う。 あ つ た が 月 あ を る 除 場 < 合 そ 以 の 下 他

則 定 め る 事 由 が あ る 場 合 は 該 ポ 1

1 に つ ١J 規 則 で 定 め る ح 3 に ょ

IJ

ン

規

必 要 な 調 整 を 行う。

略

S

八

略

3

4

第

項

の

休

職

月

等

لح

は

次

に

掲

げ

る

期

間

期

間

の

あ

る

月

に

あ

つ

て

は

現

実

に

職

務

に

従

事

の

あ

る

月

第

号

か

5

第

六 号

ま

で

に

掲

げ

る

す

る

こ

لح

を

要

す

る

日

の

あ つ

た

月

を

除

ㅎ

第

3

略

5

八

略

- 22 -

関 他 短 七 育 児 号 す 時 の 短 る 法 間 に 律 法 時 掲 勤 間 の 律 務 げ 勤 規 等 る 務 期 定 平 の に 成 地 間 例 Ξ の ょ 方 に る 年 公 あ 育 務 る ょ 法 児 る 律 月 員 短 短 第 に の 時 百 時 育 あ 間 + 間 児 つ 号 て 勤 勤 休 務 業 務 は そ 及 を 等 育 児 け び の L١ に

う。 あ る 現 つ た 実 以 病 月 下 気 に 職 を 休 同 務 じ。 職 除 **<** の に 期 従 事 間 の を す 期 地 しし る 間 う。 こ と 方 以 公 外 務 を の 要 員 期 法 す 間 第 る に <u>=</u> 日 お

の

第 間 に 期 条 刑 を 職 間 休 教 職 第 除 号 事 育 そ 務 < に 休 公 の に 項 第 さ 職 務 他 従 第 二 + れ 員 の 事 を 四 期 特 れ た す 場 号 しり 条 例 に 間 る う。 法 準 合 に の 規 ず に 掲 地 ح 昭 お げ 定 る 方 を 和 事 る け 公 に 要 務 由 る ょ 事 U 当 + る に 由 員 な 四 ょ 該 に 法 休 年 休 第 職 しし IJ 該 _ + 職 当 法 期 現 の 律 間 の 期 実

て

休

職

に

さ

れ

た

場

合

に

お

け

る

当

該

休

職

 \mathcal{O}

条

第

項

第

号

に

掲

げ

る

事

由

に

該

6 5 五 四 七 六 だ 略 略 児 関 規 期 を る 由 \odot L١ に 休 す 定 要 事 U な に 規 う。 職 間 育 教 地 停 育 業 児 る 児 書 定 由 方 ょ 職 務 に 育 しし そ を 法 な に 公 期 IJ に 以 短 休 ょ 公 に の に の 務 規 律 業 る ょ 務 現 ょ 期 下 従 時 しし L١ 間 他 う。 大 学 間 そ 期 IJ 定 実 る 間 こ 員 員 を 同 事 じ。 地 特 現 す 停 勤 間 法 に す の しし れ るこ 第 う。 院 例 る 地 務 以 方 職 職 に 他 実 五 十 等 下 公 修 法 事 務 そ 方 の に 準 同 法 務 学 第二十 由 公 لح ず 職 の に の 期 じ。 員 を 休 そ 五 従 他 務 る 律 務 業 条 間 要 の 事 こ 事 の の 員 に 規 育 六 れ 法 の 他 の す 従 L 由 第 児 条 事 る 定 期 こ の に な に こ 期 に 休 第 す 準 間 れ 第 ょ L١ るこ 業 لح ず + 間 ょ に 期 1) る 等 項 準 項 を る 九 間 現 ع ず た 条 育 に 事 \odot を 実

5 | 4 |

略略

7 4 2 第 $\overline{}$ + 要 及 勤 5 を る 項 業 つ 条 た る を で る 場 月 月 前 事 た に た 第 び 続 除 U の 略 前 合 由 期 係 3 算 \equiv な だ 数 た ۲ 兀 Ξ 条 期 数 す 項 間 き に か に L 期 る 項 頂 間 子 る ょ 書 地 間 に は に の 略 略 の お の つ 育 規 け た 1) 方 に 限 が 児 規 規 計 る 定 期 現 規 つ る 休 そ 定 た 公 定 算 刑 だ に 間 実 定 務 ١J 歳 業 の す に ょ に す て を 事 に 員 に 月 る ょ し 休 1) つ 職 る 法 は 達 数 休 る 及 L 計 事 第 た 職 在 職 無 L١ 務 び し の 算 に 由 五 た 期 月 職 の 罪 て 育 + 分 児 日 間 期 期 の し は 従 又 分 等 間 判 た 事 は 五 の 短 の が 間 の 当 決 在 そ す こ 条 畤 属 の 職 る 間 す に う が の れ 該 月 の に こ 確 期 月 に 相 る 育 相 以 ち 勤 児 当 間 数 لح 準 第 月 に 定 務 上 ず を す ま し か 等 休 す あ 前 4 2 第 $\overline{}$ + 項 5 を 要 で 業 つ 職 及 勤 に U $\overline{}$ 第 除 前 し ょ 書 地 の に た 月 び 続 前 期 ۲ 条 1) 方 係 Ξ 3 期 算 な に 等 号 す る 項 規 公 間 き 頂 間 か 子 る に 現 務 は の 定 に の 略 略 の つ す 限 が 規 計 員

お 61 て 無 罪 規 ょ た の 実 定 判 た 1) 期 に 決 に だ 間 が 該 に U 当 確 つ 職 定 L١ 務 し 同 計 L た 算 て に 法 者 第 L は た 従 た 場 に 事 合 係 + 在 そ す る 八 職 0 る の 休 条 こ 休 期 月 職 間 数 لح 職 第 期 か を

6 略

算

- 25 -

る

理

由

又

は

れ

に

準

ず

る

理

由

法

第

五

+

五

条

の

第

項

た だ 1)

Ξ

分

の

に

相

当

す

る

月

数

歳

に

達

L

た

日

の

属

す

る

月

ま

そ

の

月

数

の

分

の

育

児

休

定

に

ょ

る

在

職

期

間

の

う

ち

に

休

が

月

以

上

あ

2 地方公務員の育児休業等に関する法律第二条 略 (一週間の正規の勤務時間)	新 条 例 例則第七項による改正(杉並区職員の勤務時	8~14略	のとする。	職期間 に含まないも	適用については、通算対象期間は、基礎在	の支給を受けた者の第十一条の三の規定の	7 前項に規定する退職手当に相当する給与	1 6 略	附則	5~8略	ll.	については、この限りでな	
第二条 略 (一週間の正規の勤務時間)	吊 旧 条 例 の一部改正)	8	のとする。	四項に規定する基礎在職期間に含まないも	適用については、通算対象期間は、同条第	の支給を受けた者の第十一条の三の規定の	7 前項に規定する退職手当に相当する給与	1~6略	附則	5~8略	l\.	よる休職期間については、この限りでな	間及び教育公務員特例法第十四条の規定に

は

第

項

の

規

定

に

か

か

わ

5

ず

休

憩

時

間

は

前

項

の

規

定

に

か か

わ

5

ず

休

憩

時

間

間 規 平 定 勤 に 成 務 ょ IJ 年 以 同 法 下 条 律 第 第 育 百 児 頂 + 号 に 短 規 時 定 第 間 す + 勤 る 条 務 第 育 児 لح 項 短 時 11 の

の 規 定 に ょ る 短 時 間 勤 務 を す る こ ح لح な

う。

の

承

認

を

受

け

た

職

員

同

法

第

+

七

た 職 員 を 含 む 以 下 育 児 短 時 間 勤 務 職

 \odot 規 定 に か か わ 5 ず 休 憩 時 間 を 除 ㅎ

等

لح

١J

う。

の

正

規

の

勤

務

時

間

は

前

項

勤 週 務 間 の に 内 つ 容 L١ 7 当 同 法 該 第 承 + 認 七 を 受 条 け の 規 た 定 育 児 に ょ 短 る 時 間 短

時 間 勤 務 を す る こ ح لح な た 職 員 に あ つ て

時 は 間 勤 務 該 短 等 の 時 間 内 容 勤 務 لح **ഗ** しし 内 う。 容 以 に 下 従 L١ 育 児 任 短

命 権 者 が 定 め る

3

地

方

公

務

員

第

条

の

五

第

又

は

第 _ + 八 条 の 六 法 第 _ + 項 に 八 規 定 す る 短 時 項 間 勤

勤 務 務 の 職 職 を 員 占 め لح る L١ 職 う 員 以 の 下 正 規 再 の 任 勤 用 務 短 時 時 間 間

2

は

勤 務 第 の 地 務 職 + 方 職 八 を 公 員 条 占 務 め の 員 لح 法 六 る L١ 職 第 第 う。 員 項 + 以 に 八 の 規 条 下 勤 定 の 務 す 再 五 時 任 る 第 間 用 短 項 短 時 時 間 又

> 間 勤

を 除 畤 き 間 ま で 週 の 間 範 に 进 つ 内 L١ で て + 任 六 命 時 権 間 者 か が 5 Ξ 定 め +

る

4 任 命 権 者 は 職 務 **ത** 性 質 に ょ 1) 前 \equiv 頂 の

規 定 に ょ 1) 難 L١ لح き は 休 憩 時 間 を 除 き

兀 週 間 を 超 え な L١ 期 間 に つ ㅎ 週 間 当 た

兀 十 時 間 育 児 短 時 間 勤 務 職 員 等 に あ つ

間 は 当 該 再 任 育 児 用 短 短 時 時 間 間 勤 勤 務 務 職 等 員 の に 内 あ 容 つ に て 従 は つ 前 た 頂 時

勤 **ത** 規 務 時 定 間 に 基 を づ 特 き 別 定 \overline{X} め 人 る 事 時 委 間 員 会 لح す 以 る 下 正 規 \neg の 人

事 委 員 会 لح L١ う。 の 承 認 を 得 て 別 に

定 め る こ لح が で き る

正 規 0 勤 務 時 間 の 割 振 1)

第 Ξ 日 条 か 5 金 任 曜 命 \Box 権 者 ま で は の 五 暦 日 日 間 を に 単 お 位 L١ لح て し て 月

曜

に ㅎ 時 間 の 正 規 の 勤 務 時 間 割 振 員

を

1)

る

日

つ

八

も 等 に の لح す L١ て る は た だ 曜 し か 育 児 金 短 曜 時 日 間 ま 勤 で 務 職 ഗ 日

つ

月

日

5

を 除 時 間 き ま で 週 の 間 範 に 井 つ 内 11 で て + 任 六 命 時

権

者

が

定

め

間

か

5 Ξ

+

る

3

定

ょ

1)

لح

憩

間

を

除

き

の

任 命 権 者 は 職 務 の 性 質 に ょ IJ 前 頂

兀 規 週 間 に を 超 え 難 な 61 L١ 期 き 間 は に つ 休 ㅎ 時

週

間

当

た

1)

兀 + 時 間

て

1)

事 勤 **ത** 委 務 規 時 員 定 再 会 間 に 任 基 を 用 لح づ 短 特 L١ き 時 う。 別 定 間 X め 勤 人 る 務 事 時 の 職 委 間 承 員 認 員 に

لح

す

る

正

規

の

あ

つ

て

は

前

頂

会

以

下

 \neg

人

を

得

て

別

に

正 規 の 勤 務 畤 間 の 割 振 IJ

定

め

る

こ

لح

が

で

き

る

第 \equiv に 日 も の つ か 条 لح き 5 す 金 八 任 る 時 曜 命 間 日 権 た 者 の ま だ 正 で は L 規 の 五 暦 の 日 日 勤 間 務 を に 時 単 間 お 位 を L١ لح 割 て し て 1) 月 振 る 日 曜

	五日間において週休日を設けるものとし、
	れらの日に加えて月曜日から金曜日までの
	じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこ
	児短時間勤務職員等については、必要に応
同じ。)とする。ただし、任命権者は	同じ。)とする。ただし、任命権者は、育
の勤務時間を割り振らない日をいう。以下	の勤務時間を割り振らない日をいう。以下
第四条 日曜日及び土曜日は、週休日(正規	第四条 日曜日及び土曜日は、週休日 (正規
(週休日)	(週休日)
2 及び3 略	2 及び3 略
の勤務時間を割り振るものとする。	の勤務時間を割り振るものとする。
一日につき八時間を超えない範囲内で正規	一日につき八時間を超えない範囲内で正規
り定められた週休日を除く。)において、	において、
までの日(次条第一項ただし書の規定によ	までの日
間勤務職員については、月曜日から金曜日	間勤務職員については、月曜日から金曜日
、再任用短時	勤務時間を割り振るものとし、再任用短時
	日につき八時間を超えない範囲内で正規の
	て、当該育児短時間勤務等の内容に従い一
	れた週休日を除く。以下同じ。)におい
	(次条第一項ただし書の規定により定めら

が 及 週 認 に 該 要 上 時 間 つ 務 で 短 し 再 育 間 児 間 形 で び 畤 を ょ 育 ご 61 任 の **ത** 任 当 児 土 間 得 1) 育 職 短 態 命 き 五 调 勤 ح て 用 る 児 た て 難 短 務 時 務 は に 権 日 曜 勤 の 休 短 務 1) 11 時 間 職 期 ょ 者 間 日 短 の 日 時 つ 職 _ 兀 場 間 時 特 員 間 前 は に に 勤 間 週 合 間 等 て 員 日 勤 殊 務 に 項 お 加 を 勤 等 以 間 に 務 性 等 勤 職 え 勤 に つ の 11 設 務 上 を お 等 務 又 の あ 規 務 務 て て き け 職 超 職 は 内 つ す あ L١ の 八 定 ഗ 调 月 の る 員 当 容 て 日 割 え て 内 員 に る 性 休 曜 も に 合 該 ات 日 日 て な 容 等 は の か 必 質 の あ は 人 従 で 11 に 公 八 週 か 要 に つ لح 週 期 事 に 署 つ 日 休 ょ を か あ わ の す て 兀 休 間 委 ょ つ の た 以 日 5 1) 設 5 あ る は 週 て 特 週 上 ず る 金 日 に 員 1) 特 け 八 間 会 は 殊 休 で 育 職 別 る 曜 $\overline{}$ つ 当 き こ た 日 日 児 兀 こ を 育 **ഗ** 員 日 ഗ **ത** 当 児 超 承 れ 必 だ 以 該 短 週 لح ま に 勤

間

ご

۲

の

期

間

に

つ

き

八

日

2 が つ 務 で ഗ 再 61 形 で \Box 任 任 の て 態 命 き 五 用 る 日 は に 権 短 間 者 時 ょ つ 前 は に に 間 て 頂 お 加 勤 の 勤 職 11 え 務 規 職 務 務 て て す の 員 定 性 週 月 に る に か 質 休 曜 必 つ か に 日 61 要 $\boldsymbol{\exists}$ を か て わ の ょ 5 あ 1) 設 5 は ず る 特 け 金 曜 こ 職 別 る 兀 こ 日 n 員 **ത** 週 に 勤 ح ま 5

2

再

任

用

短

時

間

勤

務

職

員

に

つ

61

て

は

日

曜

日

し 上 再 任 職 の 用 務 週 短 の 休 時 特 日 間 殊 を 勤 性 設 務 又 け 職 は る 員 当 も に 該 の あ 公 لح つ 署 す て の る は 特 八 殊 た 日 ഗ だ 以 必

週 認 に 間 ょ を 当 得 1) た て 難 1) 61 兀 場 日 週 合 以 間 に 上 を お の 超 11 割 え て 合 な 人 で 11 週 期 事 に 休 間 委 ょ 日 に 員 1) 会 つ き こ **ഗ** 承 れ 要

に

定

に

ょ

1)

勤

務

時

間

が

割

1)

振

5

れ

た

 \Box

の

勤

務

定

間

1)

す

に

る

間

の

時

間

の

分

の

に

相

当

す

る

勤

務

時

間

を

しし

時

間

の

分

の

に

相

当

す

る

勤

務

畤

間

を

L١

11 た 割 え 週 合 な で 休 LI 日 期 該 間 を に 育 設 児 つ け 短 き る 時 لح 間 週 き 勤 間 当 は 務 等 た こ の IJ 内 の 限 容 В IJ 以 に 従 で 上 つ な の

週 休 日 の 振 替 等

第 こ 1) 五 定 週 条 め لح る を 休 ح 命 日 任 こ ず لح 命 3 る さ 権 者 に 必 れ ょ 要 た は IJ が 日 職 あ に 第 る お 員 \equiv 場 61 に 条 合 て 前 第 に 特 条 は に の 頂 勤 規 又 規 務 定 は 則 す に 第 る の ょ

=

頂

の

規

定

に

ょ

1)

正

規

の

勤

務

時

間

が

割

1)

振

5

れ

た

日

以

下

こ

の

条

に

お

11

て

 \neg

勤

務

日

割 勤 L١ る う。 1) 務 こ 振 日 لح 5 を を れ 週 の 命 う た 休 ず 正 日 ち る 規 に 規 必 变 則 の 要 勤 更 で が L 務 定 あ 時 て め る 間 る H を 当 期 に 当 間 該 割 該 勤 内 1) 勤 に 務 務 日 あ

に

る

لح

す

IJ

又 う ち は 半 当 日 該 勤 期 間 務 時 内 間 に あ 第 る \equiv 勤 条 務 第 日 **ഗ** 項 勤 **ത** 務 規 時 振

> $\overline{}$ 週 休 日 の 振 替

61

を

設

け

る

لح

き

は

こ

の

限

IJ

で

な

1) 五 条 任 命 権 者 等 は 職 員 に 前 条 の 規 定 に ょ

第

لح 5 _ こ 定 れ 項 لح 週 め た の る を 休 日 規 لح 命 日 こ ず 定 ح 以 ろ さ に る 下 ょ に 必 れ こ 1) ょ 要 た の 正 が 日 IJ 規 条 あ に 第 に の る お \equiv 勤 場 61 お 合 11 務 条 て る て に 時 第 特 _ 間 は に が 頂 勤 勤 割 又 規 務 務 日 は 則 す 1) あ 振 第 る の

割 勤 L١ に の る う。 ょ う 又 こ 1) 務 1) は ち 振 日 لح $\overline{}$ 半 当 を 勤 5 を 務 日 該 れ 週 の 命 う 時 勤 期 た 休 ず 間 務 間 正 日 ち る 時 規 に 規 が 内 必 割 間 に 変 則 の 要 更 1) あ 勤 で が 振 第 る 務 U 定 あ \equiv 5 時 て 勤 め る 条 間 れ 務 日 た 第 日 を 当 期 に $\boldsymbol{\mathsf{H}}$ 当 ഗ 該 間 割 0 項 勤 該 勤 内 1) 勤 **ത** 務 勤 務 に 務 規 時 振 務 \Box

う。 す こ こ لح る ح こ を 以 以 لح き 下 下 を め 同 が 命 じ ず 当 半 \Box る 該 必 半 を 勤 務 要 当 \Box 時 が 勤 該 間 あ 務 勤 る 畤 務 の 日 間 割 \Box に を 振 に 当 1) 割 割 1) 該 1) 変 更 勤 振 振 る 務 る

2 半 日 勤 務 時 間 の 割 振 1) 変 更 の 規 定 は 育

L١

う。

で

ㅎ

る

児 職 短 員 時 間 第 Ξ 勤 条 務 職 第 員 項 等 及 0 規 び 定 再 に 任 ょ 用 1) 短 畤 間 勤 日 務 に

つ き 八 時 間 の 正 規 の 勤 務 時 間 が 割 1) 振 5 れ

な て 11 61 る 場 合 を 除 < に つ 61 て は 適 用

宿 日 直 勤 務

第

第

号

か

5

第

+

号

ま

で

及

び

第

+

 \equiv

号

か

5

法 八 条 昭 和 任 命 + 権 者 年 は 法 律 人 第 事 兀 委 + 員 九 会 号 $\overline{}$ 労 別 働 表 某 第 準

働 第 + 基 五 準 号 監 ま 督 で 署 に 長 掲 げ の る 許 事 可 業 を に 受 あ け つ て て は 第 労

第 頂 第 \equiv に 規 条 定 第 す る 頂 正 及 規 び 第 の 勤 務 項 時 並 間 び に 以 外 第 五 0 時 条

条

第

項

に

規

定

す

る

正

規

の

勤

務

時

間

以

外

ത

畤

働

第

う。 す こ 以 る ح こ を 以 下 こ لح き 下 ح 半 を め 同 が 日 命 ず 当 で 勤 ㅎ 務 る 該 る 時 半 必 を 当 間 要 日 が 勤 該 の 務 割 あ 勤 振 る 時 務 日 IJ 間 \Box 変 に を に 当 更 割 割

1)

振

る

لح

l1

該

勤

務

1)

振

る

う。

じ

2

半 日 勤 務 時 間 の 割 振 1) 変 更 の 規 定 は

再

任

用

短

舑

間

勤

務

て つ 職 ㅎ 61 員 る 八 $\overline{}$ 場 時 第 \equiv 合 間 を 条 の 除 正 第 < 規 頂 **ത** 勤 の 規 に 務 時 定 つ 61 間 に て が ょ は 割 IJ 1) 適 振 5 日 用 れ に

な 61

宿

日

直

勤

務

第 法 八 第 条 $\overline{}$ 昭 号 和 任 _ か 命 + 5 権 者 第 + 年 は 号 法 ま 律 人 で 第 事 及 兀 委 び + 員 第 九 会 + 号 \equiv 労 別 号 働 か 表 某 5 第 準

基 + 第 準 五 \equiv 号 監 条 ま 督 で 第 署 に 長 項 掲 げ 及 ഗ び る 許 第 事 可 業 を 頂 に 受 並 あ け び つ て て に 第 は 五 第 労 条

あ

る

場

合

に

あ

つ

て

は

公

務

の

運

営

に

著

U

L١

支

障

が

生

ず

る

لح

認

め

5

れ

る

場

合

ح

U

て

だ

し

該

職

員

が

育

児

短

時

間

勤

務

職

員

等

で

場 職 断 他 連 間 に き 合 著 る 7 員 続 の 絡 に 等 に 人 L 的 人 及 お 限 事 事 L١ で な び 61 た だ IJ 委 支 委 あ 勤 文 て 障 員 る し 務 員 書 職 会 が 場 会 を の 員 該 生 合 当 す 収 に の の ず 断 受 承 に 該 る 承 設 続 認 る 職 こ 認 を 備 あ لح 的 つ 員 لح 等 を を 目 得 認 が を 得 な て 的 の は 育 勤 て め 命 て ۲ 保 務 規 5 児 ず 規 す 全 を 則 れ 短 る 則 る 公 す こ る 務 時 で 外 で 勤 る 定 場 間 لح 定 務 部 の こ が そ لح 合 運 勤 め め る ح 営 務 で る の の

き

る

断

で

る

の

の

他

連

間

を 命 ず る こ لح が で ㅎ る

超 過 勤 務

第 九 勤 お 条 急 務 条 11 に の て 規 を 必 す 要 任 同 定 る 条 す が 命 こ に る あ 権 لح 規 者 正 る を 定 規 場 は す 合 命 の ず 勤 公 る に る 断 務 は 務 こ 続 時 の لح 間 的 職 た が な 以 員 め で 勤 外 臨 に き 務 対 時 **ത** る 以 時 又 U 外 間 は た 緊 の に 前

> 超 過 勤 務

第 勤 お 条 急 九 務 61 に 条 の 規 を て 必 す 同 定 要 任 る 条 す 命 が こ る に あ 権 لح 規 者 正 る を 定 規 場 は 命 す 合 の ず る 勤 に 公 る 断 務 は 務 こ 続 時 の لح 間 職 的 た が な 以 員 め で 勤 外 に 臨 ㅎ 務 の 対 時 る 以 時 U 又 外 間 は の に 前 緊

続 絡 の に 的 お 人 及 事 び な 11 委 文 て 勤 書 務 員 職 会 員 を の す の 収 に る 承 受 設 こ 認 を 備 لح を 目 等 得 を 的 の لح 保 命 て 規 す ず 全 る 則 る こ で 勤 外 لح 定 務 部 が め そ لح

附則	新 条 例 例 一部改正)	区職員の退職手	2~4 略	則で定める日数)とする。	間等を考慮し二十日を超えない範囲内で規	時間勤務職員にあっては、その者の勤務時	十日(育児短時間勤務職員等及び再任用短	暇とし、その日数は、一の年において、ニ	第十三条 年次有給休暇は、一の年ごとの休	(年次有給休暇)	る。	以外の勤務をすることを命ずることができ	時間において同条に規定する断続的な勤務	り、同条に規定する正規の勤務時間以外の	委員会の承認を得て規則で定める場合に限
附則	旧条例	当に関する条例の一部を改正する条例の	2	則で定める日数)とする。	間等を考慮し二十日を超えない範囲内で規	時間勤務職員にあっては、その者の勤務時	十日 (再任用短	暇とし、その日数は、一の年において、二	第十三条 年次有給休暇は、一の年ごとの休	(年次有給休暇)					

7 及 百 5 + 与 附 + 例 百 百 百 百 で の る た び 分 ず 支 条 分 分 分 分 あ 八 に 則 日 の る 給 関 8 0 0 の の 号 第 例 頂 昭 に + + + + + 当 場 す 割 和 お 平 略 六 合 合 杉 五 七 五 四 該 附 る 頂 け 下 は が 則 条 及 成 並 + る 五 欄 + 年 第 例 び $\overline{\mathbf{X}}$ 杉 杉 学 杉 並 に 次 六 九 同 $\overline{}$ 平 四 定 条 の 項 並 年 校 並 X 八 六 五 百 第 $\overline{\mathsf{X}}$ 教 X 職 百 百 百 八 め 表 成 杉 百 0 六 + 八 兀 る 六 の 規 十 幼 並 育 条 員 + + + + 円 項 職 例 額 上 定 稚 X の 円 円 円 円 لح の 欄 に 年 袁 条 員 第 給 す 規 に ょ 杉 教 例 九 与 の る 定 掲 る 並 第 給 号 に 育 $\overline{}$ 関 に げ 地 X 職 + 与 か る 域 条 _ に 附 す 員 手 号 関 か 例 則 る 割 の わ 合 当 第 給 す 第 条 7 及 5 で の + 与 附 + 例 百 百 百 百 百 る び 分 分 ず 支 則 条 分 分 分 あ 八 に

6 職 新 条 例 略 第 + 条 の 第 五 項 に 規 定 す

6

新

条

例

第

+

条

の

Ξ

第

六

頂

に

規

定

す

る

退

1

5

5

職

手

当

の

調

整

額

の

単

価

は

そ

の

者

が

退

職

し

1

5

5

略

の の の の の + + + + + 略 七 六 兀 五 五 兀 八 六 五 百 百 百 八 百 百 六 兀 + 八 + + + + 円 円 円 円 円

た 日 手 当 る 給 号 関 第 例 項 昭 に 当 場 割 す 和 お の 平 杉 合 五 調 該 合 附 る 項 け 条 + 下 は が 則 及 成 並 る 整 欄 + 年 額 第 例 び \overline{X} 杉 に 同 次 六 杉 九 学 杉 並 の $\overline{}$ 平 定 条 項 並 年 校 並 単 の $\overline{\mathbf{X}}$ め 第 X 杉 教 X 職 価 表 の 成 規 条 る 五 の + 幼 並 育 員 は _ 項 上 定 稚 \overline{X} 職 例 額 の 欄 に 年 条 第 そ لح 0 袁 員 給 す 規 ょ 杉 九 与 に 教 例 の の る 定 掲 る 並 育 第 給 号 に 者 に げ 地 $\overline{\mathsf{X}}$ 職 + 与 $\overline{}$ 関 が か る 域 条 に 附 す 退 員 手 号 関 職 る か 割 例 則 る 0 当 わ 合 第 給 す 第 条 L 退

(職員の定義) (職員の定義) (職員の定義) (以下「職員」という。)とは、 が稚園の園長、教頭、教諭、養護 が稚園の園長、教頭、教諭、養護 が発見法第二十八条の五 という。)とは、 「週間の正規の勤務時間) 「限る。)	規定により同条第一項に規定する育児短時(平成三年法律第百十号)第十条第三項の2 地方公務員の育児休業等に関する法律	第三条略	(一週間の正規の勤務時間)	勤務職員」という。)に限る。)をいう。	勤務の職を占める者(以下「再任用短時間	は第二十八条の六第二項に規定する短時間	及び地方公務員法第二十八条の五第一項又	教諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者	幼稚園の園長、教頭、教諭、養護教諭、助	(以下「職員」という。)とは、杉並区立	第二条 この条例において、幼稚園教育職員	(職員の定義)	新条例	の一部改正)
勤 る 六 法 諭 教 と に 務		三条	一週間の正規		務の職を占	第二十八条	び地方公務	諭、養護助	稚園の園長	下「職員	二条 この条	職員の定	III	
			勤務時間	限る	る	六第二項に規定	法第二十八条の	諭及び講師(常	頭、教諭、養	いう。) とは	において、幼稚		条	

附則第

九項による改正(杉並

X

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

ത

規

定

に

か

か

わ

5

ず

休

憩

時

間

を

除

ㅎ

週

間

に

つ

11

て

+

六

時

間

か

5

Ξ

+

時

間

ま

で

う。 時 時 週 う。 間 並 は 勤 \odot 等 た \odot X 間 間 規 職 規 間 務 勤 教 定 勤 勤 の に 定 لح 員 務 が 該 つ 育 務 務 内 に しし を に の う。 定 委 等 短 を 容 L١ か 含 አ 承 以 め 員 す の 時 7 か む る 認 下 る。 会 る 当 を 内 間 同 わ 短 こ と 5 容 勤 法 該 の 以 時 受 以 ず 下 育 第 承 正 間 け 務 ع + 認 下 لح 規 た 児 **ഗ** 勤 なっ 七 L١ を 務 職 内 休 の 育 短 う。 容 条 受 憩 児 教 勤 を 員 時 た け 育 時 務 短 す の 間 委 職 以 規 た 間 時 時 る 同 勤 こ 員 下 間 に 員 定 育 を 間 法 務 会 児 ح 従 に 除 第 に は 勤 L١ 育 あ ょ 短 き 務 لح + لح ۲ る 児 つ 時 な 前 職 七

間

項

L١

短

l١

杉

て

短

3 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 の 正 規 の 勤 務

は

第

項

時 間 2 務 第 _ + の 地 職 方 を 八 公 条 占 務 員 め の る 六 法 第 第 職 員 +項 以 に 八 下 規 条 の 定 す 五 再 任 る 第

項

又

は

週 ഗ 勤 間 規 務 職 に 定 つ 員 に か 61 て か لح + わ い う。 六 5 時 ず 間 か 休 の 5 憩 勤 \equiv 時 務 + 間 時 間 を 時 除 は 用 短 間 短 時 き ま 前 時 間 で 頂 間 勤

ത 範 井 内 で 教 育 委 員 会

が 定 め る

教 育 委 員 会 は 職 務 の 性 質 に ょ 1) 前 頂

4

ത 規 定 に ょ 1) 難 L١ ح き は 休 憩 時 間 を 除

き 杉 並 \overline{X} 教 育 委 員 会 規 則 以 下 教 育 委

員 会 規 則 _ لح 11 う。 で 定 め る 期 間 に つ き

週 間 当 た 1) 兀 + 時 間 育 児 短 時 間 勤 務 職

容 員 等 に 従 に つ あ た つ 時 7 間 は 当 該 再 育 任 児 用 短 短 畤 時 間 間 勤 勤 務 務 職 等 員 の 内 に

あ つ て は 前 頂 の 規 定 に 基 づ ㅎ 定 め る 時 間

会 لح す 以 下 正 規 人 の 事 勤 委 務 員 時 会 間 を لح 11 特 う。 別 X 人 の 事 委 承

認

員

る

を 得 て 別 に 定 め る こ لح が で き る

曜 兀 $\boldsymbol{\mathsf{H}}$ 条 か 5 教 金 育 曜 委 日 員 ま 会 で は **ത** 五 暦 \Box 日 間 を に 単 お 位 لح L١ て U て

月

第

正

規

の

勤

務

時

間

の

割

振

IJ

日 に つ ㅎ 八 時 間 の 正 規 の 勤 務 時 間 を 割 1) 職 振

る も の لح す る た だ L 育 児 短 時 間 勤 務

員

等

に

つ

L١

て

は

月

曜

日

か

5

金

曜

日

ま

で

の

3

ത

範

井

内

で

杉

亚

 \overline{X}

教

育

委

員

会

以

下

教

委 員 会 لح L١ う。 が 定 め る

育

規 教 育 定 委 に 員 ょ 会 は 難 職 務 ㅎ の は 性 質 休 に 憩 ょ 時 1) 間 前

杉 並 \overline{X} 教 育 委 員 会 規 則 以 下 教 育

き

ത

IJ

l1

لح

を

除

頂

員

期

間

に

つ

ㅎ

委

週 会 間 規 当 則 _ た 1) لح 兀 L١ う。 + 時 間 で 定 め る

再

任

用

短

時

間

勤

務

職

員

に

あ つ て は 前 項 の 規 定 に 基 づ き 定 め る 時 間

لح す る 正 規 の 勤 務 時 間 を 特 別 \overline{X} 人 事 の 委 承 員 認

を 会 得 以 て 下 別 に 人 定 事 め 委 る 員 こ 会 لح が لح で L١ う。 き る

 $\overline{}$ 正 規 の 勤 務 時 間 の 割 振 1)

第 兀 条 教 育 委 員 会 は 暦 日 を 単 位 لح し

月

 \Box か 5 金 曜 日 ま で の 五 日 間 に お L١ て て

つ き 八 時 間 の 正 規 の 勤 務 時 間 を 割 1) 振

も 0 لح す る た だ L

る

日

に

曜

	の五日間において週休日を設けるものと
	これらの日に加えて月曜日から金曜日まで
	応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い
	育児短時間勤務職員等については、必要に
同じ。)とする。ただし、教育委員会は	同じ。)とする。ただし、教育委員会は、
の勤務時間を割り振らない日をいう。以下	の勤務時間を割り振らない日をいう。以下
第五条 日曜日及び土曜日は、週休日(正規	第五条 日曜日及び土曜日は、週休日 (正規
(週休日)	(週休日)
2 略	2 略
の勤務時間を割り振るものとする。	の勤務時間を割り振るものとする。
一日につき八時間を超えない範囲内で正規	一日につき八時間を超えない範囲内で正規
り定められた週休日を除く。)において、	において、
までの日(次条第一項ただし書の規定によ	までの日
間勤務職員については、月曜日から金曜日	間勤務職員については、月曜日から金曜日
、再任用短時	勤務時間を割り振るものとし、再任用短時
	日につき八時間を超えない範囲内で正規の
	て、当該育児短時間勤務等の内容に従い一
	られた週休日を除く。以下同じ。)におい
	日(次条第一項ただし書の規定により定め

当 曜 児 承 れ U 以 日 週 に 勤 こ 必 該 短 日 週 認 に 該 要 上 لح ま 短 時 間 つ 務 教 日 育 ご 間 を 間 形 育 が で 喆 ょ 育 職 0 再 児 61 及 当 得 1) 児 週 間 育 務 任 勤 ح て 態 委 で の び 短 た て 難 児 休 は に 員 ㅎ 五 土 勤 短 の 用 務 の 舑 る。 務 1) L١ 時 短 特 日 短 職 期 ょ 会 日 曜 間 兀 場 間 時 間 つ は 間 職 _ 時 殊 員 前 日 勤 \Box 週 合 勤 間 性 間 等 頂 て に に 員 を に 務 等 以 間 に 務 勤 又 設 勤 に つ の 勤 職 お 加 等 上 務 け ㅎ 規 え を お 等 は 務 あ 務 務 L١ に の 当 る 職 の 超 11 の 職 八 定 す て て あ の 内 7 つ え て 内 員 も 員 日 割 該 に る 性 週 月 容 は 容 て 合 な 等 幼 の に の か 必 質 休 曜 に は で 11 人 稚 لح あ 八 週 か 要 に 日 に 日 従 日 週 期 事 に あ す つ 休 わ ょ 袁 の つ る。 兀 間 つ て 以 休 委 ょ 日 5 あ 1) ഗ を か た ず 週 日 に 員 IJ て 特 は 上 る 特 設 5 週 で 間 会 は 育 金 つ た 職 別 け 殊 八 当 を 育 き こ だ 日 児 兀 曜 の の 休 員 の る

日 2 週 に 勤 こ 日 れ 間 つ 務 لح ま 5 教 が ご 形 育 11 で Θ 再 لح て 委 で \Box 態 の 任 に 員 ㅎ 五 は の 用 期 ょ 会 る 日 短 つ は 間 間 前 時 に 項 て に に 間 つ 勤 職 加 0 お 勤 規 き 務 務 11 え 務 す て 八 定 の て 職 日 に る 性 員 質 週 に か 必 月 か 休 要 に 曜 つ わ の ょ 日 日 11 5 あ 1) を か て ず る 特 設 5 は 職 別 金 け こ 兀 員 る 曜 の

2

U

再

任

用

短

時

間

勤

務

職

員

に

つ

11

て

は

U 以 必 要 上 職 再 の 任 務 週 用 の 特 休 短 日 殊 時 性 を 間 設 又 勤 は け 務 当 る 職 該 も 員 幼 0 に 稚 لح あ 袁 す つ の る て 特 は た 殊 八 だ の \Box

週 認 に 間 を ょ 当 得 1) て 難 た 1) 11 兀 場 日 週 合 以 間 に 上 を お の 超 11 割 え て 合 な で 11 人 週 期 事 に 休 間 委 ょ 日 に 員 IJ 会 つ

き

の

n

承

の

規

定

に

ょ

1)

勤

務

時

間

が

割

1)

振

5

れ

た

日

の

の

規

定

に

ょ

1)

勤

務

畤

間

が

割

1)

振

5

れ

た

日

の

勤

務

時

間

の

分

の

に

相

当

す

る

勤

務

時

間

を

勤

務

時

間

の

分

の

に

相

当

す

る

勤

務

時

間

を

務

時

間

の

う

ち

半

 \Box

勤

務

時

間

 $\overline{}$

第

兀

条

第

項

務

時

間

の

う

ち

1)

振

1)

又

は

当

該

期

間

内

に

あ

る

勤

務

日

0

勤

1)

振

IJ

該

勤

務

す

勤

務

日

に

割

1)

振

5

れ

た

正

規

の

勤

務

時

間

を

当

該

勤

務

勤

務

日

な つ \odot 超 え 11 た 割 週 合 な 休 11 で 日 期 該 間 を 育 に 設 児 つ け 短 き る 畤 لح 間 週 ㅎ 勤 間 は 務 当 等 た こ の 1) 内 **ത** 限 容 日 以 1) に で 従 上

週 休 日 の 振 替 等

第 六 ょ 1) 条 週 休 教 日 育 لح 委 さ 員 会 れ た は 日 に 職 お 員 L١ に て 前 特 条 に **ത** 規 勤 務 定 す に

こ 日 規 員 会 定 لح 以 規 に を 下 ょ 則 命 こ 1) の ず の 正 定 る 条 規 め 必 に る 要 の لح お 勤 が こ 11 務 あ 3 T 時 る 間 に 場 勤 が 合 ょ 務 割 1) に 1) は 振 第 لح 5 兀 教 条 L١ れ 育

す に る の う る 割 勤 こ ち 1) 務 لح 振 日 教 を を 育 5 委 命 れ 週 ず た 休 員 る 正 日 会 規 規 必 に 要 の 変 則 が 勤 更 で 定 あ 務 L 時 て め る 日 間 る 当 に を 期 割 当 該 間

う。

の

た

日

_

た

日

う。

内

に

委

る

内

に

あ

週 休 日 の 振 替 等

な

61

を

設

け

る

لح

き

は

こ

の

限

1)

で

六 ょ 1) 条 教 育 委 員 会 は 職 員 に 前 条 の 規

定

に

す

第

لح 週 を 休 命 日 ず لح さ る 必 れ 要 た が 日 あ に る お 場 11 合 て に 特 は に 勤 教 務

会 定 規 に ょ 則 1) の 正 定 規 め る の لح 勤 こ 務 時 3 間 に が ょ 割 IJ 1) 振 第 兀 5 れ 条 育

委

員

0

規

る

こ

以 の う 下 ち こ 教 の 育 条 委 に 員 お 会 11 規 T 則 で 勤 定 務 め 日 _ る لح 期 間 11

あ る 勤 務 日 を 週 休 日 に 変 更 し 7 当 該

又 る は こ لح を 命 ず る 必 要 が あ る 日 に 割

当 半 日 該 勤 期 務 間 時 内 間 に あ 第 る 兀 勤 条 務 第 $\boldsymbol{\mathsf{H}}$ 0 勤 項

更 務 る る L١ す こ う こ لح る لح لح こ ١١ を 以 う。 لح き 下 以 を め 同 下 命 じ が ず 当 半 で る 該 日 き 半 を 必 勤 当 る 要 日 務 が 勤 該 時 あ 務 勤 間 る 時 務 の 日 間 日 割 に を に 振 割 当 割 1) 1) 該 1) 変 振 勤 振

2 つ 児 て 職 短 半 61 き 員 る 時 八 日 間 場 時 第 勤 兀 合 間 勤 務 を 条 務 時 の 職 間 除 正 第 規 員 < の の 項 等 割 勤 及 振 0 に 務 規 び IJ 変 つ 時 定 再 61 間 に 任 更 て が ょ 用 の は 割 1) 短 規 1) 畤 定 振 間 は 適 5 勤 用 日 れ 務 育 に

第 九 宿 条 日 直 教 勤 育 務 委 員 会 は 人 事 委 員

な

11

び 事 L١ 文 委 て 書 員 職 会 員 の 収 に の 承 受 設 認 を 備 を 目 等 得 的 の لح 保 7 教 す 全 る 育 外 委 勤 員 務 部 会 そ لح 規 **ത** の 則 他 連 で 絡 の 定 及 人

め

る

断

続

的

な

勤

務

を

す

る

こ

لح

を

命

ず

る

こ

لح

に

規

定

す

る

正

規

0

勤

務

時

間

以

外

0

時

間

に

お

受

け

て

第

Ξ

条

第

兀

条

及

び

第

六

条

第

項

会

0

許

可

を

務 11 る る す こ う る لح 以 こ を 以 下 لح き 下 を め 同 半 命 じ 日 当 ず 勤 る 該 務 半 を 必 時 当 要 \Box 間 が 勤 該 の あ 務 勤 割 る 時 務 振 日 間 日 IJ に を に 変 当 割 割 更 1) 該 1)

振

勤

振

という。)ことができる。

2

て つ 職 ㅎ 半 61 員 る 八 日 $\overline{}$ 場 時 第 勤 合 間 兀 務 を 条 時 の 除 正 第 間 < 規 の 頂 **ത** 割 勤 振 の に 1) 務 規 変 つ 時 定 再 61 間 に 任 更 て が ょ 用 の は 割 IJ 短 規 1) 舑 定 適 振 間 は 5 日 勤 用 れ に 務

(宿日直勤務)

な

61

第 事 び 11 に 受 九 め 委 文 て 規 け 条 る 書 断 員 職 定 て 会 す 続 の 員 教 収 第 に る 的 の 育 受 設 Ξ 委 な 承 正 認 を 条 員 勤 備 規 務 を 目 等 の 会 得 勤 第 は を 的 の 兀 す て لح 保 務 る す 時 条 教 全 人 こ 育 る 間 及 事 لح 外 び 委 勤 以 委 を 員 務 部 外 第 員 命 会 そ لح の 六 会 ず 規 **ത** の 時 条 の る 則 他 連 間 第 許 こ で 絡 **ത** に 可 لح 定 及 お を 人 項

勤 が 運 合 لح 営 務 で 職 ㅎ に る。 て 著 員 等 人 し 事 L١ で た 委 支 だ あ 員 障 る し 場 会 が 生 合 の ず 該 承 に る 認 職 あ つ لح を 員 認 得 て が て め は 育 教 5 児 育 れ 公 短 時 委 る 務 場 間 員 の

勤 務 を す る こ لح を 命 ず る こ لح が で き

会

規

則

で

定

め

る

場

合

に

限

IJ

当

該

断

続

的

な

る。

超 過 勤 務

第 + 条 教 育 委 員 会 は 公 務 の た め 臨 時 又 は

緊 前 条 急 に の 規 必 定 要 す が る あ 正 る 規 場 合 **ത** に 勤 は 務 時 間 職 以 員 外 に の 対 時 し 間

勤 お 務 11 を て す 同 る 条 こ に لح 規 を 定 命 す ず る る 断 こ 続 لح 的 が な で 勤 ㅎ 務 る。 以 外

に

の

た

だ

該

職

員

が

育

児

短

時

間

勤

務

職

員

等

の

に

前

で あ る 場 合 に あ つ て は 公 務 の 運 営 に 著 L

L١

支

障

が

生

ず

る

لح

認

め

5

れ

る

場

合

ح

L

て

事 委 員 会 の 承 認 を 得 て 教 育 委 員 会 規 則 で 定

務 め 場 合 限 時 同 条 L١ に 規 定 条 す 正 規 る 勤

る

に

IJ

る

の

断 時 続 間 的 な 以 外 勤 務 の 以 外 間 の に お 勤 務 を て す 同 る こ に ح 規 を 定 命 す ず

> 超 過 勤 務

第 + 条 教 育 委 員 会 は 公 務 の た め

臨

時

又

は

緊 急 の 必 要 が あ る 場 合 に は 職 員 に 対

お 条 11 に て 規 同 定 条 す る に 規 正 定 規 す の る 勤 断 務 続 時 的 間 な 以 勤 外 務 の 以 時 外 間

勤 務 を す る こ لح を 命 ず る こ ۲ が で き る。

が で き る

により同条第一項に規定する育児短時間勤児休業法」という。)第十条第三項の規定る法律(平成三年法律第百十号。以下「育る法律(平成三年法律第百十号。以下「育育児短時間勤務職員等の給料月額)	新 条 例 則第十項による改正(杉並区幼稚園教育職員の給与	5略 2~5	る。	内で教育委員会規則で定める日数)とす 囲内	の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範 の勤に再行用短時間勤務職員にあっては、その者 再行	て、二十日(育児短時間勤務職員等及び)(いて	休暇とし、その日数は、一会計年度におの休人	十五条 年次有給休暇は、一会計年度ごと 第十五·	年次有給休暇) (年次·	ることができる。
	旧条の一部改正)	略		で教育委員会規則で定める日数)とす	務時間等を考慮し二十日を超えない範用短時間勤務職員にあっては、その者		暇とし、その日数は、一会計年度にお	条 年次有給休暇は、一会計年度ごと	有給休暇)	

Ξ

条

第

 \equiv

項

の

規

定

に

ょ

IJ

定

め

5

n

た

そ

の

者

者

第 同

喆

の

勤

務

時

間

を

同

条

第

項

に

規

定

す

る

勤

務

時

項

の

規

定

に

ょ

る

給

料

月

額

に

勤

務

時

間

条

例

す 時 条 務 れ つ 員 た 間 等 た る き Θ の 勤 そ 条 職 規 承 定 務 の 例 該 لح 員 認 定 め 時 者 第 定 11 を に を 5 う。 間 **の** Ξ め 含 ょ 受 れ で 条 5 む る け 勤 て 第 除 務 れ 短 た 11 7 時 の 以 時 職 U る 7 間 項 給 下 間 L١ 員 給 得 る 料 を の 勤 料 た 規 給 月 同 育 務 育 月 児 定 料 児 数 条 額 を 額 を 第 に 月 は 短 す 休 に 乗 ょ 額 時 る 業 か じ 項 1) そ 間 こ 法 に か 7 定 لح 第 に の 勤 ح 得 規 わ + め 者 務 勤 た 5 務 職 な 七 定 5 こ

額 لح す る

第 は 七 再 用 短 短 項 条 時 任 時 間 又 第 の 用 は \equiv 七 間 勤 短 条 第 時 勤 務 _ 第 務 の 地 間 六 職 職 + 方 勤 頂 員 を 八 務 公 _ 占 条 の 務 職 規 لح め 0 員 員 る 六 定 11 法 の う。 に 職 第 第 給 か 員 料 か 項 + 月 $\overline{}$ わ の 以 に 八 額 給 規 条 5 下 ず 料 _ 定 の 月 す 五 再 第同 額 任 る 第

> $\overline{}$ 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 の 給 料 月 額

第 **ത** \equiv 頂 は 用 短 七 条 短 時 項 条 勤 の 規 間 又 務 第 前 時 の 条 間 勤 は 時 定 に 第 間 項 第 務 勤 =地 を の ょ 六 務 の + 規 る 項 職 同 職 方 条 定 給 員 を 八 公 _ に 料 の 占 条 務 第 ょ لح 月 規 め の 員 1) 定 る 六 頂 額 L١ 法 う。 に 定 に に 職 第 第 規 め 員 勤 か 項 + 5 務 か 定 $\overline{}$ す れ 時 わ の 以 に 八 条 る た 間 5 給 下 規 そ ず 料 勤 条 _ 定 の 例 月 す 五 務 **ത** 再

任

額

る

第

間 で 除 し て 得 た 数 を 乗 じ て 得 た 額 لح す る

超 過 勤 務 手 当

2 第 及 + び 3 条 略 略

4 育 児 短 時 間 勤 務 職 員 等 及 び 再 任 用 短 時

勤 務 職 員 が 正 規 の 勤 務 時 間 を 割 IJ 振 5 間 れ

る た こ 日 لح $\overline{}$ لح 次 な 条 る の 日 規 を 定 除 に **<** ょ 1) $\overline{}$ 休 に 日 お 給 L١ が て 支 給 さ 正 規 れ

務 の 勤 の 務 時 時 間 間 لح لح そ の の 合 勤 計 務 が を 八 し 時 た 間 日 に に 達 お す け る る ま 正

の 間 の 勤 務 に 対 す る 第 項 の 規 定 の 適 用

百 て つ _ + L١ し た て 五 勤 は か 務 5 の 同 百 X 頂 分 分 中 に の 百 応 正 五 じ 規 + て の ま そ 勤 で れ 務 **ത** ぞ 時 範 れ 間 拼 百 を 内 分 超

_

に

で

規

勤

の

勤

務

時

間

を

超

え

て

し

た

勤

務

の

う

ち

そ

の

え

の

の 割 合 لح あ る の は 百 分 の 百 _ لح す

る

勤 務 時 間 当 た 1) の 給 与 額 0 算 出

第 第 + 九 条 第 項 第 + 条 第

> 超 間 で 過 勤 除 務 手 当 得 た 数

L

て

を

乗

じ

て

得

た

額

لح

す

る

第 _ + 条 略

2 及 び 3 略

4 再 任 用 短 時 間 勤 務

職

員

勤 の る た こ 日 務 勤 لح の 務 $\overline{}$ 時 لح 次 時 条 が 間 間 な لح を る の そ 超 日 規 正 の え を 定 規 勤 て 除 に の < 務 U ょ 勤 を た 1) 務 し 勤 休 時 間 た 務 に 日 日 給 の お を に う L١ が 割 お ち て 支 1) け 給 振 そ さ る 正 5 正 の 規 れ れ

規 の 勤 務 時 間 لح の 合 計 が 八 時 間 に 達 す る ま

つ の 間 L١ て の は 勤 務 同 に 項 対 中 す \neg る 正 第 規 の 頂 勤 の 務 規 時 定 間 の を 適 超 用

百 て 二 十 し た 五 勤 か 務 5 の 百 X 分 分 の に 百 応 じ 五 + て ま そ で れ ぞ の 範 れ 囲 百 内 分

割 合 لح あ る ഗ は 百 分 の 百 لح す

る

の

の

え

に

で

第 勤 務 時 間 当 た IJ の 給 与 額 の 算 出

+ 条 第 + 九 条 第 項 第 + 条 第

間 事 則 る め 時 0 **ത** で で に 勤 額 る 委 間 当 手 除 定 人 務 を 員 当 め 事 時 勤 会 た U 間 て る 委 務 の の IJ 得 日 員 に 時 月 承 の 頂 会 間 認 た の 五 額 給 額 数 + 条 を 与 の の を 承 例 合 得 額 次 乗 認 第 を 計 て は の じ を 乗 Ξ 額 教 各 得 じ 条 た に 育 給 号 + も て た 第 委 料 に 教 も 員 の の 掲 を 育 頂 を 会 月 の げ 乗 規 減 委 か に 額 る じ 員 5 規 じ 則 及 者 会 定 で た 八 び 務 に も 規 時 す そ 定 人

頂

及

び

第

Ξ

並

び

に

前

条

に

規

定

す

る

勤

頂

及

び

第

Ξ

項

並

び

に

前

条

に

規

定

す

る

勤

務

あ つ 7 は そ の 額 に 当 該 各 号 に 定 め る

則

で

定

め

る

日

の

数

を

乗

じ

た

も

の

を

減

じ

た

も

員

で

L

て

間

に

人

事

委

員

会

の

承

認

を

得

て

教

育

委

員

会

規

る

勤

務

時

間

に

五

+

を

乗

じ

た

も

の

か

5

八

時

ത

額

を

勤

務

時

間

条

例

第

Ξ

条

第

項

に

規

定

す

め

る

手

当

の

月

額

の

合

計

額

に

+

_

を

乗

じ

そ

事

委

員

会

の

承

認

を

得

て

教

育

委

員

会

規

則

で

定

時

間

当

た

IJ

の

給

与

額

は

給

料

の

月

額

及

び

人

数 を 乗 じ て

第 育 条 児 第 短 時 間 項 勤 に 規 務 職 定 す 員 等 る 勤 務 勤 時 務 間 時 間 を

条

例

同

条

得

た

額

لح

す

る

第 項 の 規 定 に ょ 1) 定 め 5 れ た そ の 者 の

勤 務 時 間 で 除 U て 得 た 数

第 再 条 任 第 用 短 項 時 間 に 規 勤 定 務 す 職 員 る 勤 務 勤 時 務 間 時 を 間 条 同 条 例

得 た 額 لح す る

そ 時 に 0 の 間 あ 者 つ を 除 **ഗ** 同 て 条 は 勤 得 務 第 時 そ た 間 項 の 額 で 額 0 除 規 再 に 任 定 同 て 項 用 に 得 ょ 短 に た 1) 規 時 数 定 定 間 を め す 勤 る 乗 5 務 じ れ 職 勤 て た 務

第 項 の 規 定 に ょ 1) 定 め 5 れ た そ の 者 の

勤 務 時 間 で 除 U て 得 た 数

休 職 者 等 の 給 与

第 + 四 条 休 職 等 لح な つ た 職 員 $\overline{}$ 次 項 に 規

定 す る 職 員 を 除 **<** $\overline{}$ に 対 L て は 休 職 等

ത 期 間 中 次 の X 分 に ょ IJ 給 与 を 支 給 す る

こ

ഗ

期

間

中

次

の

 \overline{X}

分

に

ょ

1)

給

与

を

支

給

す

る

۲ が で き る

教 育 公 務 員 特 例 法 $\overline{}$ 昭 和 + 兀 年 法 律

第 号 第 + 兀 条 に 掲 げ る 事 由 に 該 当

て 休 職 に さ れ た لح き は そ の 休 職 の 期 間

中 こ れ に 給 料 扶 養 手 当 地 域 手 手 当 の

そ 住 れ 居 ぞ 手 当 れ の 及 百 び 分 義 の 務 百 教 育 等 教 員 特 別

に 掲 地 げ 方 公 る 事 務 由 員 に 法 該 第 当 = + し 八 て 休 条 職 第 に さ 項 れ 第 た ح 号

き で は は そ こ の れ 休 職 の 料 期 間 が 満 年 に 達 す る

ま 及 び 住 居 手 当 に の 給 そ れ ぞ 扶 れ 養 の 手 百 当 分 地 の 域 八 + 手

 \equiv

地

方

公

務

員

法

第

_

+

八

条

第

項

第

号

Ξ

当

休 職 者 等 の 給 与

第 + 兀 条 休 職 等 لح な つ た 職 員 次 項

に

規

定 す る 職 員 を 除 **<** に 対 L て は 休 職 等

が で き る

لح

教

育

公

務

員

特

例

法

昭

和

+

兀

年

法

律

第 号 第 + 四 条 に 掲 $\overline{}$ げ る 事 由 に 該 当

て 休 職 さ れ た لح き は そ の 休 職 期 間

中 こ れ に 給 料 扶 養 手 当 地 域 手 当

住 居 手 当 及 び 義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 **ത**

そ れ ぞ れ の 百 分 の 百

に 掲 地 方 げ る 公 事 務 員 由 に 法 該 第 当 + し て 八 条 休 職 第 さ れ 頂 た 第 لح 号

ま ㅎ で は は そ こ の れ 休 に 職 給 期 間 料 扶 が 養 満 手 当 年 に 地 達 域 す 手 る

地 及 方 び 住 公 務 居 手 員 法 当 第 の そ + れ ぞ 八 条 れ 第 の 百 頂 分 第 の 八 + 묵

条

第

頂

の

規

定

に

ょ

IJ

派

遣

さ

れ

た

職

員

に

す

る

法

律

 $\overline{}$

平

成

+

年

法

律

第

五

+

믕

第

2 兀 ぞ 地 特 る 五 扶 き 別 + 方 事 杉 れ 養 は 手 公 年 並 \overline{X} 由 の に 当 そ 務 人 杉 X 百 員 事 該 並 職 分 の 当 法 委 X 員 の 地 休 第 員 条 六 職 L の 域 五 会 て 例 分 + 手 の + 規 休 当 第 限 に 期 五 則 職 五 に 相 及 間 当 条 号 関 び 中 で に さ す の 定 す 住 め れ 第 る る こ 居 第 た 条 額 手 れ る 条 当 五 لح 例 に 額 以 項 き 内 給 に の 掲 そ は 昭 料 0 **ത** げ 和 額 れ

に

掲

げ

る

事

由

に

該

当

L

て

休

職

に

さ

れ

た

لح

定 に ょ 1) 休 職 لح な つ た 職 員 育 児 休 業 法 規

す 人 に 条 教 等 以 条 る ょ 育 第 る 公 下 第 法 ^ 律 大 務 \neg の 頂 学 員 育 項 の 平 般 院 特 児 の 規 職 修 例 休 規 成 定 + 学 法 業 の 定 に 中 地 休 第 に ょ 年 業 = 方 ょ **ത** 1) + 法 公 中 職 る 派 六 律 務 の 員 育 遣 第 条 員 職 児 さ 五 の 員 第 لح 休 れ + 派 及 11 業 た 号 う。 遣 び 項 中 職 $\overline{}$ 等 公 の の 第 益 規 員 に 職 に 関 法 定 員

> 兀 る 五 ぞ ㅎ 特 扶 に 別 + 杉 事 れ 養 は 掲 手 \overline{X} 由 年 並 の げ 百 当 そ に 杉 X る 人 事 該 並 職 分 **ത** 事 当 委 \overline{X} 員 の 地 休 由 員 し 条 の 六 域 職 に 会 + 手 て 例 分 期 該 当 当 規 休 第 限 間 に 職 則 五 に 相 及 L 当 で さ 号 関 び 中 て 定 す の れ す 住 休 た こ 職 め 第 る る 居 る 条 額 手 れ さ 当 額 لح 条 例 以 に れ き に 内 給 の た そ 料 **ത**

> > 額

れ

لح

2 人 に 教 $\overline{}$ 育 定 百 等 以 条 + 児 ょ 育 に 地 第 号 ^ る 公 下 休 ょ 方 大 務 \neg 業 1) の 公 学 以 員 項 等 育 休 務 院 特 児 般 の 職 員 下 に 修 規 関 لح 法 職 例 休 の 学 法 業 定 す な 第 育 休 第 中 に 児 る つ 地 五 業 方 ょ 休 法 た + の + 中 職 る 業 律 五 公 職 務 六 員 育 法 条 の 員 _ 平 職 条 児 員 員 第 لح 休 لح 地 の 成 派 及 11 業 11 方 第 う。 う。 遣 7 X 頂 中 年 公 五 等 公 務 の の 法 項 益 規 $\overline{}$ 職 は 掲 に 律 員 昭 の げ 関 法 定 員 第 第 の 規 和

第

3 又は な ۵ ۱۱ ° 略 派遣 の 期間中、いい職、育児休業 かなる給与も支給業、大学院修学休

は、

その

休

3

な **!** 略

し業 は、 又 は 派 そ 遣 の 休 の 職、 期 間 中、 育 児 い休 かなる給与も支給し業、大学院修学休業